第５次呉市市民協働推進基本計画

令和７年３月

呉市

目　次

第１章　計画の趣旨，位置付け等　Ｐ１

1　計画策定の趣旨
2　計画の位置付け及び計画期間
3　計画策定の体制

第２章　計画策定の背景　Ｐ２

1　社会経済情勢の変化
2　市民協働に対する市民・市職員の意識

第３章　第４次計画の評価と課題　Ｐ１８

第４次計画の方向性
1　ともに学びあうことができる環境づくりに向けた「新たな参画者の増加」
2　多様な交流・連携のための基盤強化
3　市民公益活動団体との協働による住民サービスの向上

第４章　基本的な考え方　Ｐ２４

1　市民協働の理念
2　市民協働における基本原則
3　連携による取組について
4　呉市における協働の担い手について
5　市民協働の役割分担
6　本計画の方向性

第５章　市民協働の推進に向けた施策と取組　Ｐ３４

1　まちづくりの担い手の確保
2　ともに学びあうことができる環境づくり
3　あらゆる方向からの地域支援に向けた取組
4　多様な交流・連携のための基盤強化に向けた「にぎわい・交流の創出」
5　市民公益活動団体との協働によるまちづくり
6　成果目標

○　注釈　Ｐ３９

第１章 計画の趣旨，位置付け等

１ 計画策定の趣旨

近年，私たちを取り巻く環境は，社会経済情勢の変化，多様な価値観，生活環境の変化や人口減少の進行，勤務形態の多様化，定年延長，共働きの増加など，多種多様な要因により，日々変化を続けています。

これに伴い，地域の抱える課題も，日々変化しており，少子高齢化等に伴う担い手不足をはじめ，住民の地域に対する関心度の低迷，地域住民同士のつながりの希薄化など多くの課題を抱え，地域，団体，事業者，行政がそれぞれ単独で提供する従来の画一的なサービスだけでは十分な対応が困難になっています。

呉市では，これら課題解決に向け，地域，公益活動団体，事業者及び呉市が共に手を携え，協働することを目的として，平成１５年３月に呉市市民協働推進条例（平成１５年呉市条例第１２号。以下「条例」といいます。）を制定しました。

これに基づき，平成１６年３月に「呉市市民協働推進基本計画」を策定して，以降，平成２１年及び平成２６年に第２次及び第３次となる計画を策定し，現在，令和２年３月に策定した「第４次呉市市民協働推進基本計画」（以下「第４次計画」といいます。）に基づいて，市民協働の推進に取り組んでいます。

第４次計画の期間中の令和元年度末からは，世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」といいます。）の影響で，市民の外出が制限されたり，接触感染や三密を避けるため，行事が中止されたりするなど，活動休止状態となった団体もありました。

一方，そうした中において，ＩＣＴ※1を活用した新たなつながりが，年代を問わず幅広く浸透し始めています。また，新型コロナの５類感染症移行に伴い，入出国の制限もなくなり，外国人住民が増加し，「住民の多様性」に対する理解・配慮なども求められています。

令和３年度には，住民自治組織の課題を解消するため，有識者，住民活動団体等で組織する「呉市住民自治組織あり方検討委員会（以下「呉市あり方検討委員会」といいます。）」を設置し，自治会を始めとする住民自治組織のあり方について検討した結果，「自治会運営のためのヒント（事例集）」を作成し，各自治会に配布したほか，勉強会を実施しました。また，当該委員会の報告書による提案内容に基づき，市民協働推進連絡調整会議（庁内会議）において検討・協議を行っています。

このような状況を踏まえ，住みよいまちづくりを目指し，多様な主体による幅広い連携を推進し，活力あるまちづくりのさらなる実現に向け，第５次呉市市民協働推進基本計画（以下「本計画」といいます。）を策定するものです。

２ 計画の位置付け及び計画期間

本計画は，呉市市民協働推進条例第１０条第１項の規定に基づいて策定する計画で「呉市長期総合計画」の個別計画として，呉市の市民協働の推進を総合的に図るためのものです。

計画の期間は，令和７年度から令和１１年度末までの５年間とします。なお，この計画期間については，社会経済情勢の変化や本計画の進捗状況を勘案しながら，必要に応じて見直しを行っていくものとします。

３　計画策定の体制

計画策定は，自治会・市民公益活動団体（ボランティア団体，ＮＰＯ団体）・事業者等へのアンケート調査，パブリックコメントを実施し，さまざまな市民ニーズを踏まえた上で施策の反映に努めました。

また，庁内組織である市民協働推進連絡調整会議で策定作業を進め，策定過程では，市民や学識経験者，市民活動団体等の外部委員で組織する呉市市民協働推進委員会からの意見をいただきました。

第２章 計画策定の背景

１　社会経済情勢の変化

(1) 人口減少･少子高齢化のさらなる進展

呉市の人口は，昭和５０年の約３１万人をピークに減少へ転じており，直近５年間の状況を見ると，２０，１３６人の減（▲９．０％）となっています。要因としては，高い高齢化率（令和６年３月末現在：３６．５％）と低水準の合計特殊出生率※2（令和３年：１．２１）が大きく影響しているほか，若年層の市外への流出が顕著であることが考えられます。

また，過疎地域に指定されている８地区（下蒲刈・川尻・音戸・倉橋・蒲刈・安浦・豊浜・豊）に限って見ると，直近５年間で，人口は４，９１５人の減（▲１１．８％），高齢化率は４８．４％（令和６年３月末現在）となっており，より一層深刻な状況となっています。

図1　呉市の人口･高齢化率の推移（各年3月末現在）

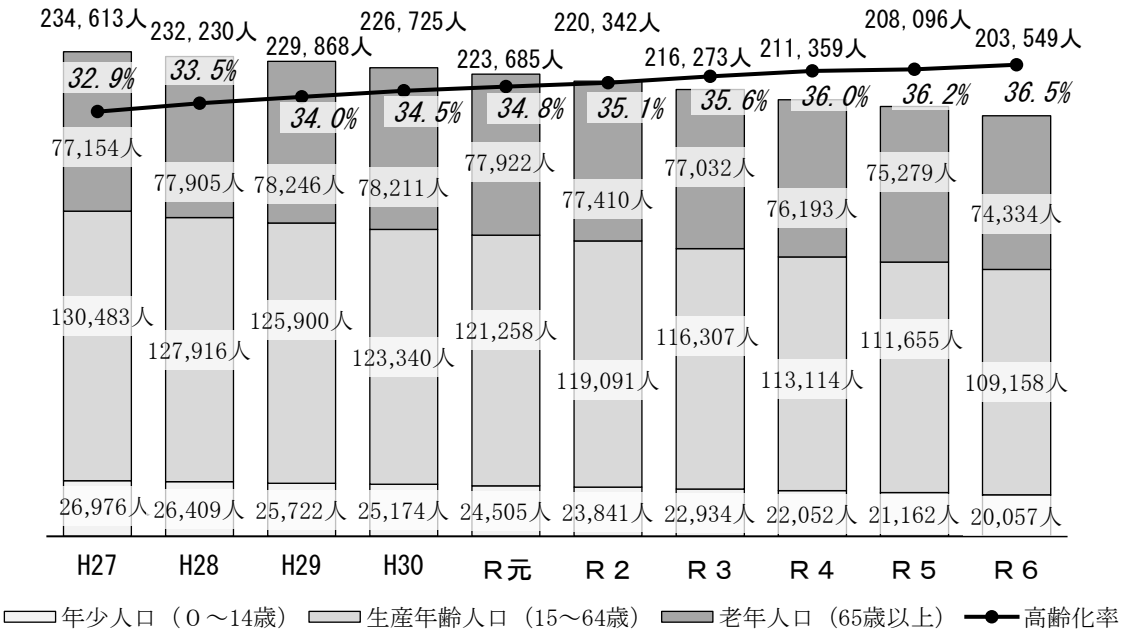

（呉市住民基本台帳）

図2　過疎地域の人口・高齢化率の推移（各年3月末現在）

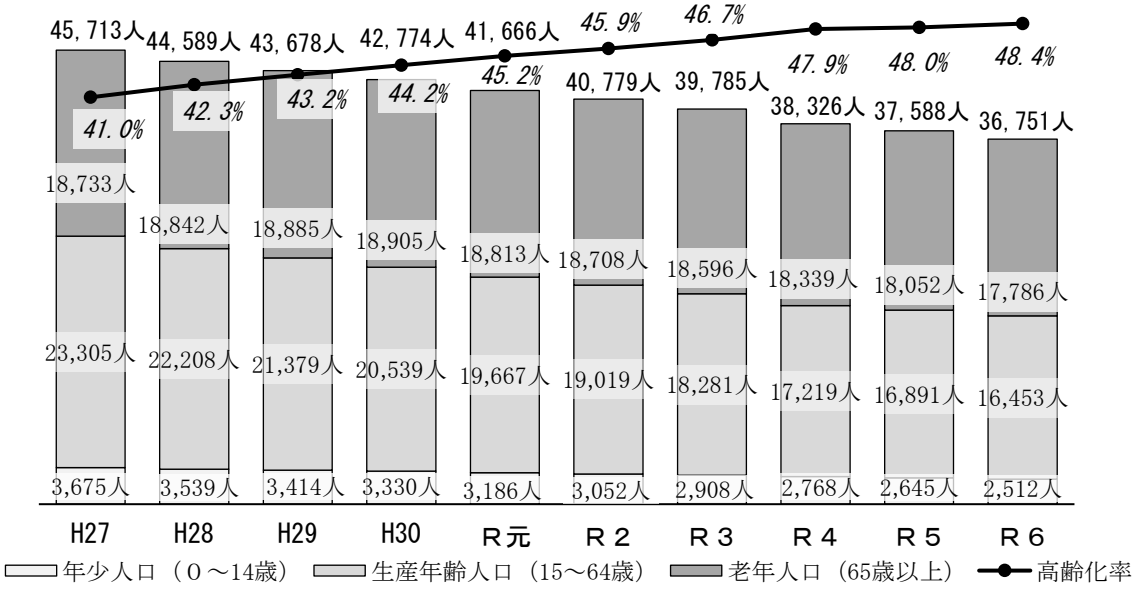

（呉市住民基本台帳）

(2) 市民協働によるまちづくりの推進

呉市は，平成２８年４月に中核市に移行し，都市基盤の整備や特色あるまちづくりの推進，行政事務の迅速化の取組等により，市政の信頼性の向上や市全体の活性化を進めています。こうした中において，市民との協動によるまちづくりを基本に据え，地域の中で市民が助け合い，元気で暮らしていくことができる土壌・文化を育んでいく必要があります。

(3) 行政改革とデジタル化の一体的な推進

人口減少・少子高齢化の進展のほか，社会全体でデジタル化が進むなどの状況の中で，市民に提供するサービスや市役所の行政事務にデジタル技術やデータの活用を図り，市民の利便性の向上と市役所の業務の効率化を一体的に推進することが必要です。これまでの行政改革の取組を継承しつつ「新たな時代の変化に柔軟かつ的確に対応できる市役所」を実現するため，「第４次呉市行政改革実施計画（令和５～９年度」を策定し，更なる行政改革の推進に取り組んでいます。

(4) 多様化する地域

図3　呉市の外国人住民の推移（各年3月末現在）

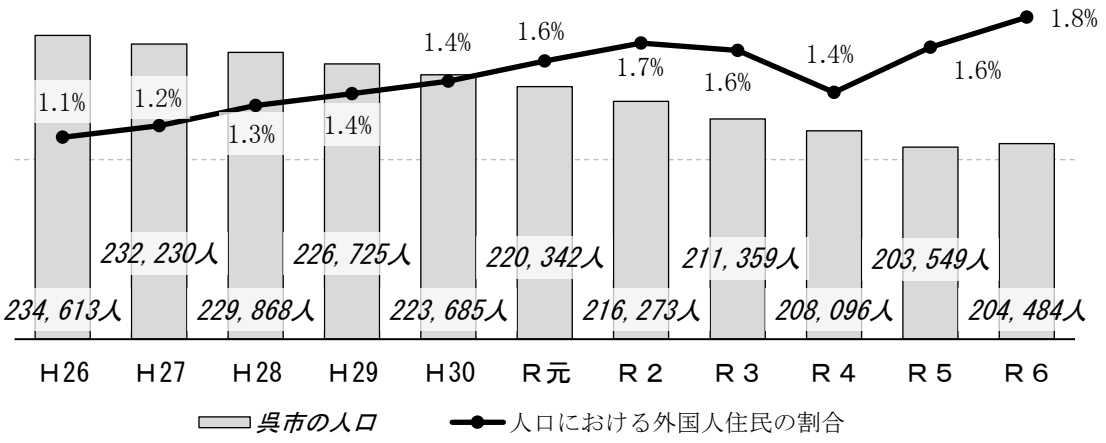

（呉市住民基本台帳）

現在，呉市に在住する外国人住民※3は約３，６００人。人口比率では１．８％（平成２６年度　約２，６００人　１．１％）と，１０年間で約１，０００人　０．８ポイントの増加となっています。外国人技能実習生の増加や，国内の人手不足に対応するため，特定の技能を有する外国人を受け入れる「特定技能」制度の新設，留学生の増加などから，地域の外国人は今後増加傾向にあります（図３）。

これまで，男性，女性と性別は２種類しかないとされてきましたが，性のあり方には一人一人違った特徴があり，約２０人に１人が「多様な性のもち主」（ＬＧＢＴＱ＋※4）であると言われています。

多様化する社会の中で，私たちは「外国人だから」，「女性だから」，「障害者だから」と，ステレオタイプな先入観や，ある意味で過剰な親切心などから，知らず知らずのうちに，その人の能力とは関係のないところで，活躍の場を制限したり，役割を決めたりしている可能性も否めません。

図4　自治会の加入率の推移（各年5月末現在）

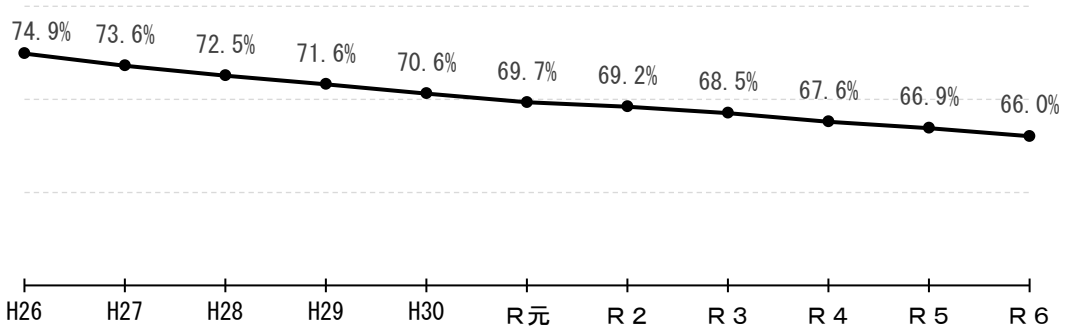

（呉市地域協働課調べ）

令和６年５月現在，自治会の加入率は６６．０％（平成２６年度　７４．９％）と，毎年１％程度減少し続けています。

昭和１８年，東洋一の軍港，日本一の海軍工廠の街として栄えた呉市の人口は４０万人を超えており，官主導の銃後組織として結成された「隣組」は，戦後，ポツダム政令により解散しました。しかし，行政からの連絡事項を広く市民に伝え，かつ住民の福利厚生を図る目的とし，昭和２５年には，新たに市民主導で呉市全地域に「広報委員会」が結成されます。その後，昭和２８年には「自治会」と名称を変更し，翌年の昭和２９年「呉市自治会連合会」が結成され，令和６年度で結成から７０年となりました。

このような歴史的背景もあり，他の市町と比べ，組織率の高い呉市の自治会組織でしたが，戦後の高度経済成長による核家族化，少子高齢化等の進展とともに，他の市町同様，人と人のつながりは希薄化し，これまで地域を支えてきた「組」を煩わしく感じ，そこから距離を置こうとする人も増え始め，「個」を重んじる風潮から組織率の低下を招いています。

また，地域の懐事情については，これまでは，自治会の会費収入，社会福祉協議会の寄付（地域物故者の遺族からの香典返しの地域寄付など），保険料や税金などの公金徴収業務の代行報酬などを大きな収入源としてきました。

しかしながら，地域のつながりの希薄化，核家族化に伴い，自治会員の減少，家族葬の増加による香典受取の自粛，公金徴収代行業務の廃止などから，収入源は少なくなり，地域の収入源のうち，行政からの補助金が大きなウエイトを占めているのが現状となっています。

(5) 新型コロナの影響

令和元年度末，日本国内でも患者が確認された新型コロナの影響は，瞬く間に全国へ広がり，翌４月，広島県は県内に「緊急事態措置」を実施しました。

以来，令和５年の新型コロナ５類感染症移行までの間，外出自粛，イベント自粛要請，三密回避などの感染拡大防止策が出され，これまで「ふれあい」を中心に活動を続けてきた地域においては，会議や寄合，会食，お祭りなど多くのイベントが中止・延期を余儀なくされ，「人」と「人」の『間』が以前にも増して広がりました。

また，地域団体の収入源のひとつであった社会福祉協議会から各団体への寄付も，家族葬等の増加から大幅に減少しました（図５・図６）。

こうした状況の中，住民同士のつながりをより深めることを目的に「子ども食堂」，「〇〇カフェ」など，「人と人の『間』を意識した事業」や，ＩＣＴを活用した「ふれあい」事業が，幅広い年代に浸透し始めています。

図５　新型コロナは自治会運営に大きく影響したと感じますか

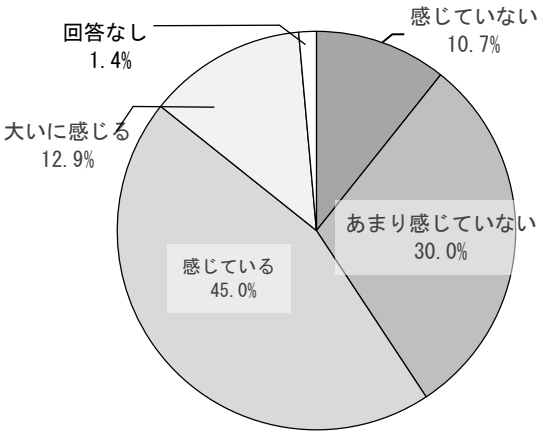

（R6　自治会活動に関するアンケート）

図６　新型コロナは団体運営に大きく影響したと感じますか

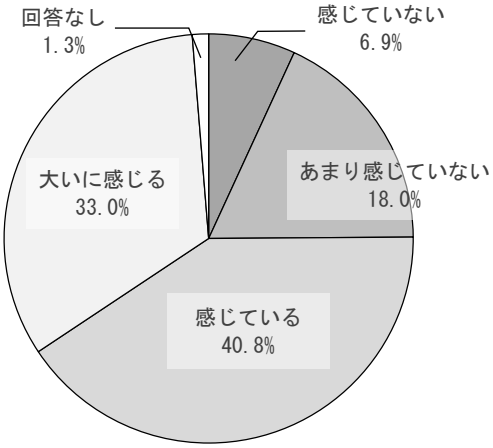

（Ｒ６　市民公益活動団体に関するアンケート）

(6) 近年多発する自然災害

近年，異常気象による自然災害が全国でも多発する中，呉市においても平成３０年７月に発生した豪雨災害では，死者３０人（関連死５人を含む。），負傷者２２人という甚大な被害を受けました。

今後，近い将来において南海トラフ地震の発生も予想されており，地域での支え合いや見守りを担う地域コミュニティの重要性が高まっています。

2 市民協働に対する市民・職員の意識

(1) 呉市民意識調査

令和元年度に，呉市が行った呉市民意識調査では「住んでいる地域で地域活動に参加している」と回答した人の割合は，全体の３７．７％で，平成２６年度調査時からは０．９ポイントの減となりました（図７）。

また，今後参加してみたい地域活動については，平成２６年度調査時の順位と同様「ボランティア活動」と答えた人の割合が２２．８％，次いで自治会１１％，老人会９．９％となっています。

一方で「参加したいとは思わない」と答えた人は３５．０％と，前回より８．８ポイント減少しています。

図７　現在，お住まいの地域で何らかの地域活動に参加していますか

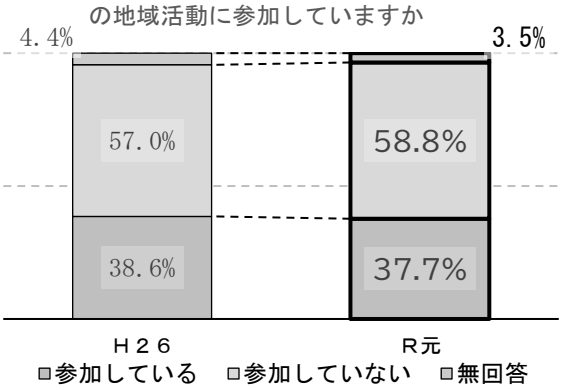

（R元　呉市民意識調査）

図８　地域活動に参加しやすくなると思うこと

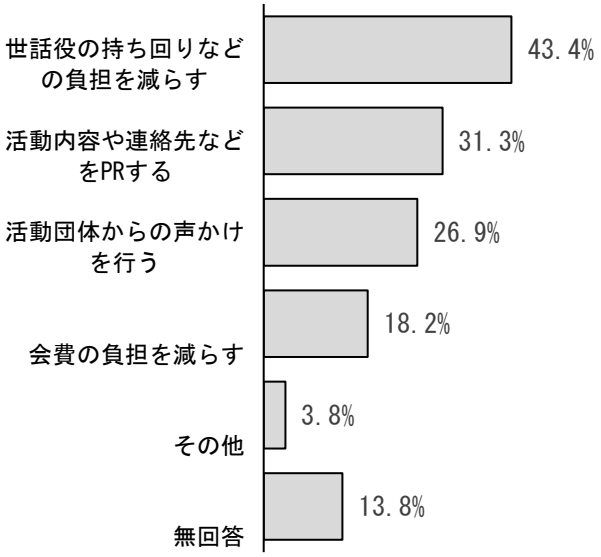

（R元　呉市民意識調査）

どうすれば，地域活動に参加しやすくなるかという質問に対しては「世話役の持ち回りなどの負担を減らす（４３．４％)」,「活動内容や連絡先などをＰＲする（３１．３％)」,「活動団体からの声掛けを行う（２６．９％)」などとなっており，これらの解決は活動を活発にする手がかりとも言えます（図８)。

自由意見としては「地域のつながりが希薄になっている。まちづくりセンターの活動を充実させてほしい」,「このままでは自治会が成り立たない地域が増える。自治会も変わって行くべき」「空き家も多く，地域が汚い」,「もっと地域の人々（特に子どもたち）が交流できる場がほしい」,「若い人が意見を言え，また，それが反映される呉市にしてほしい」などがありました。これらの課題について，地域は何ができるのかを検討していく必要があります。

⑵「子ども・若者と「地域」の関わり」,「子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査」「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

子ども・若者，子育て世代の方が「地域」に対してどのような考え方を持っているかについては，令和５年度，呉市こども部が１６歳から３０歳までの市民を対象に実施した「子ども・若者の意識と生活に関するアンケート」や，市内の未就学児童が属する世帯を対象に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」が参考となります。

若者がほっとできる場所，居心地の良い場所として挙げているのが「自分の部屋（９０．８％)」。次いで「家庭（８８．５％)」を挙げています。一方「地域グループ（地域の集まり，組織など)」は，４１．５％が「ほっとできる場所，居心地の良い場所ではない」と回答しています（図９)。

また「過去３年間で学校，仕事以外での地域活動の参加状況」については「参加したことがない（４６．５％)」とする回答が最も多い結果となっています。

一方で，学校や仕事以外での活動参加については「地域のお祭りや伝統行事に自ら関わる活動（２９．１％)」,「地域の清掃・緑化活動など環境保護やリサイクルに関する活動（１６．９％)」,「募金活動や献血（１６．９％)」となっているのも特徴的で，内容によって若者の地域活動への参加があることが示されています（図１０)。

図9 若者がほっとできる場所，居心地の良い場所は

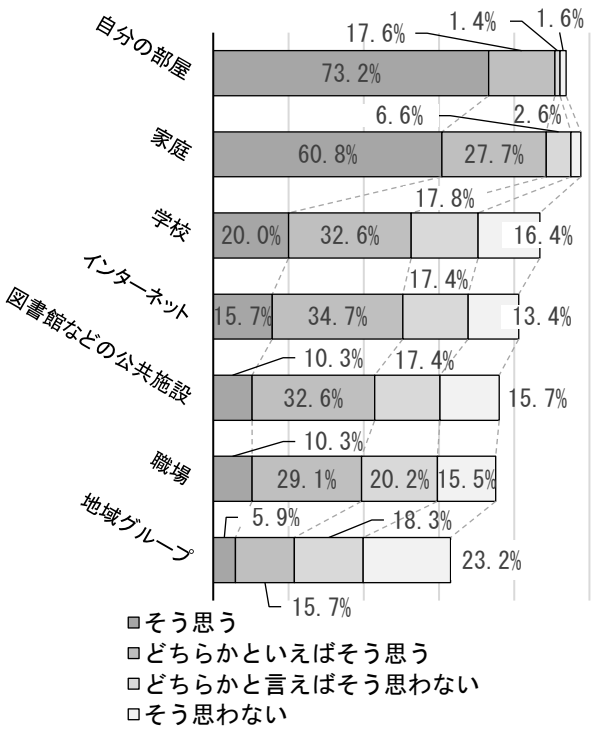

（R5 子ども･若者の意識と生活に関するアンケート調査）

参加したことがない理由としては「どのような活動があるか知らない（４４．９％)」,「忙しくて時間がない（５０．５％)」,「参加するきっかけがない（３９．９％)」となっており，情報化社会の中で，若者へいかに情報を届けるかは，大きな課題となっています。また,「人間関係が心配，めんどう」も３０．３％と高いのも特徴的です（図１１)。

図10 過去3年間，学校や仕事以外での地域活動の参加状況について

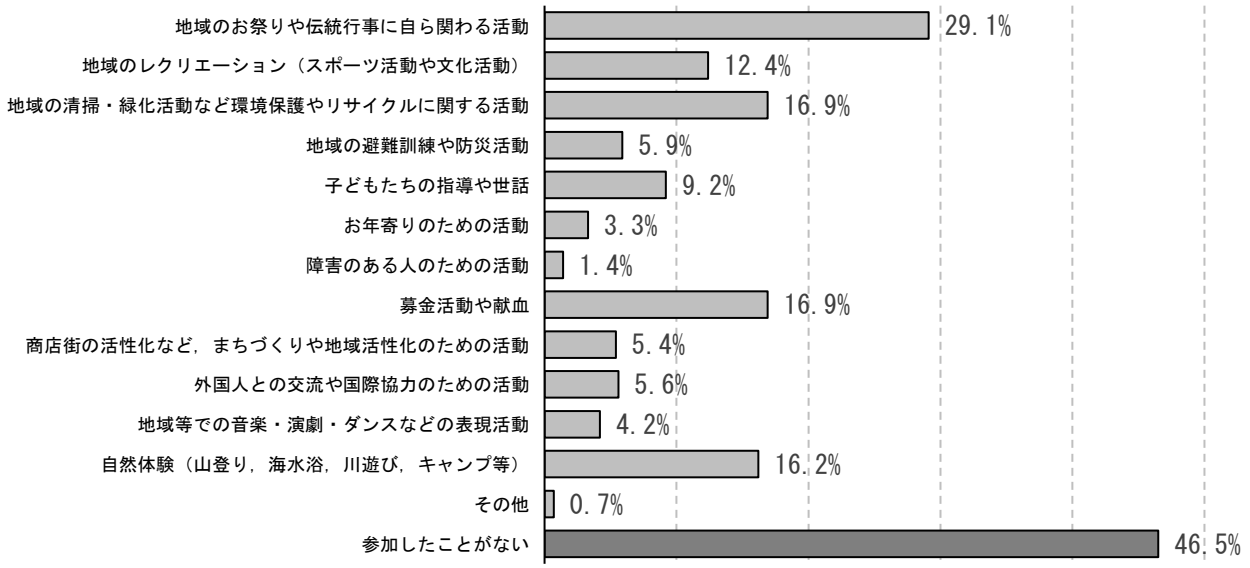

（R5 子ども･若者の意識と生活に関するアンケート調査）

「その活動に参加して良かったと思うこと」については「活動の楽しさが分かった（４５．６％）」,「年齢の異なる人と交流ができた（４０．４％）」,「活動を通じて地域に貢献できた（３４．６％）」と，地域活動への参加に意義を感じていることが分かります（図１２）。

「どうすれば，地域活動へより参加しやすくなると思うか」については「参加のための条件がわかりやすい（４８．１％）」,「無料で参加できる（４４．４％）」となっています。一方で「活動の中で役割がある（２３．９％）」にも注目すべきで，人間関係を心配，面倒とする一方で，何かしらの役割を持つことで参加意欲の向上につながる可能性があることがうかがえます（図１３）。

図11　参加したことがない理由

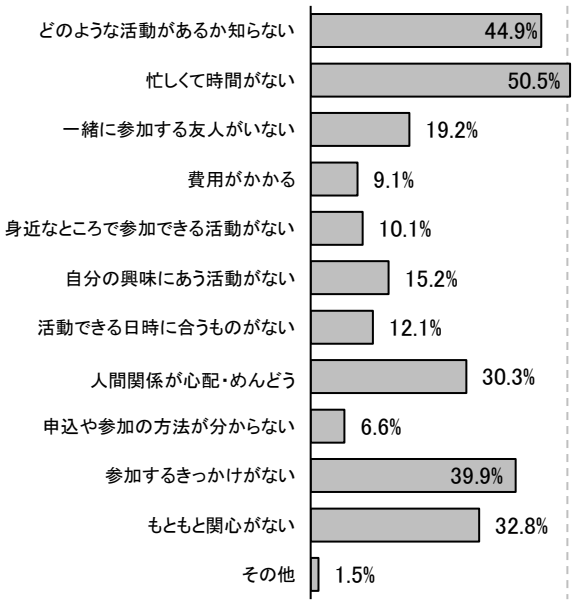

（R5　子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査）

図12　その活動に参加して良かったと思えること

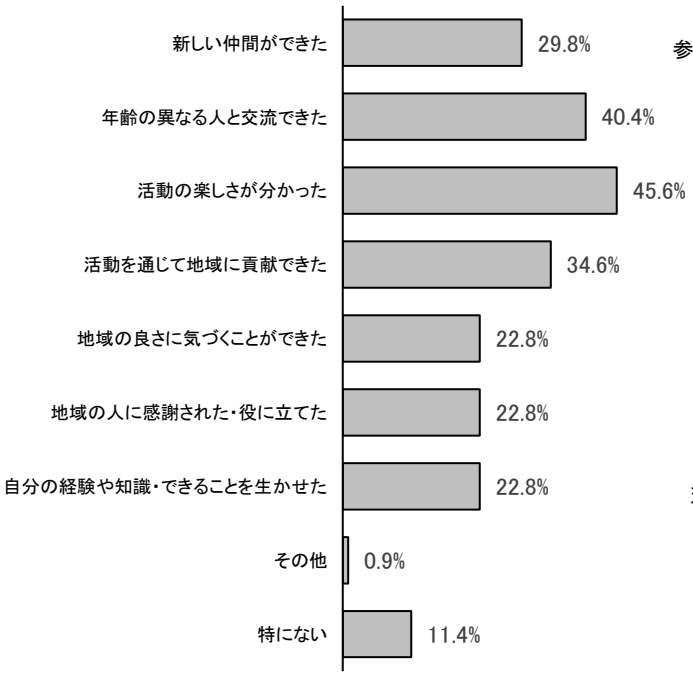

図13　どうすれば地域活動へより参加しやすくなると思うか

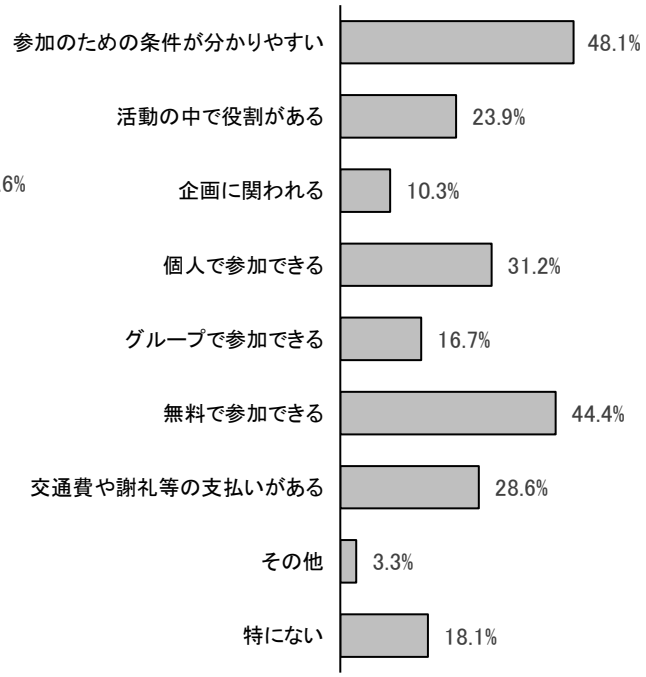

（R5　子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査）

未就学児童が属する世帯を対象に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」においては「地域と関わりを持っている世帯（３５．９％）」より「持っていない世帯（６４．１％）」が多く（平成３０年度から９．７ポイント上昇），子育て世代の地域離れが進んでいることが分かります（図１４）。

図14　地域との関わりについて

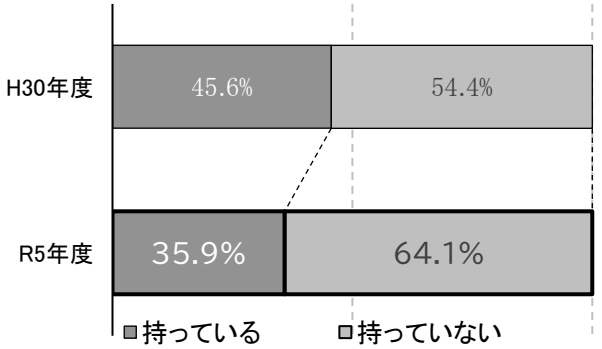

（R5　子ども･子育て支援に関するニーズ調査）

(3) 地域福祉に関するアンケート

令和４年度に呉市社会福祉協議会が実施した「地域福祉に関するアンケート」では，近所との付き合いの程度について，７０歳代から８０歳代の約８０％が「非常に親しい付き合い」，「親しい付き合い」としています。

一方で，２０歳代から３０歳代については「ほとんど付き合いがない」，「顔も名前も知らない」とした人が約３０％から４０％と「非常に親しい付き合い」，「親しい付き合い」よりも高い状況となっています。程度もありますが，付き合いのあることが地域活動の基盤です。地域において多世代交流の取組も必要です（図１５）。

図15　ご近所付き合いの程度

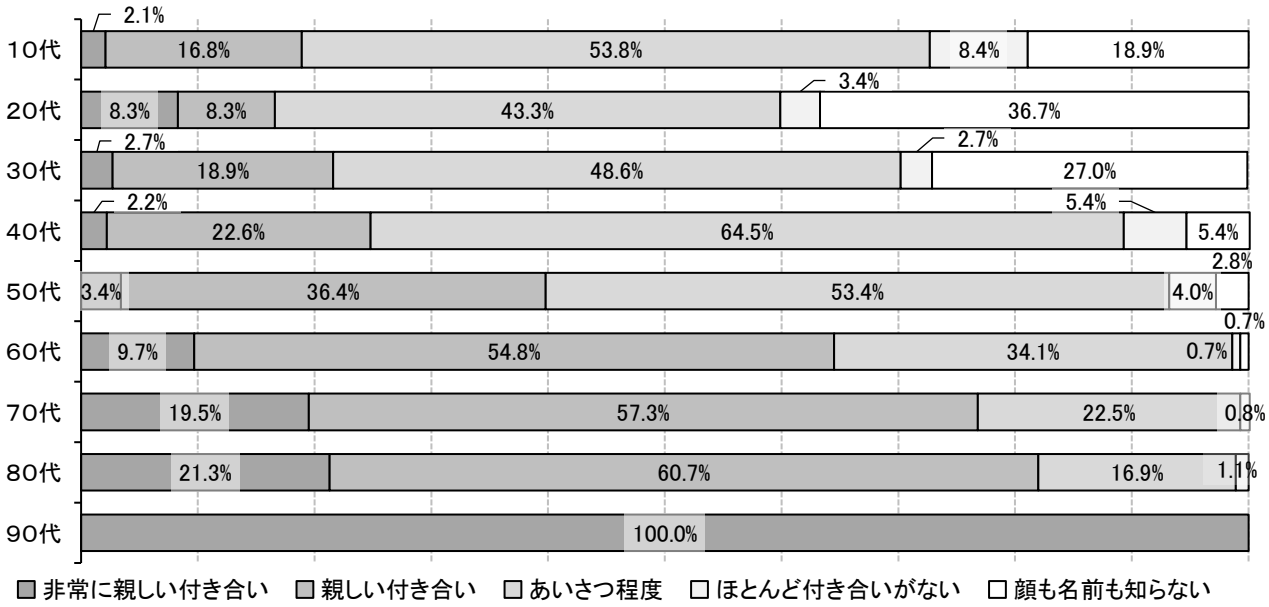

（R5　地域福祉に関するアンケート）

(4) 自治会活動に関するアンケート

令和６年度に呉市地域協働課が実施した「自治会活動に関するアンケート」（回答数２６０自治会／４３１自治会＝回答率６５％）によると，自治会長の年齢は，６０歳以上が９３．５％となっており，平成３０年度のアンケート結果とほぼ変わりない状況にあります。

図１６　自治会長の年齢

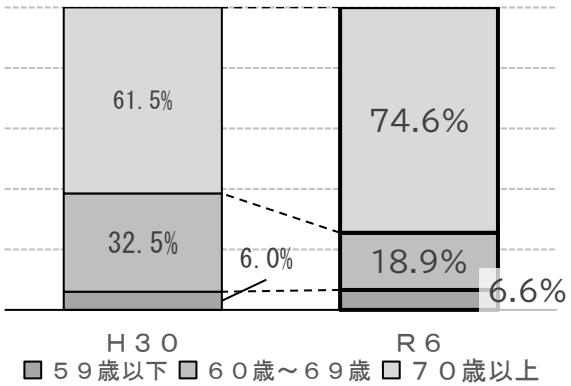

（R6　自治会活動に関するアンケート）

年齢構成から見るに，後述の後継者不足等の理由から平成３０年度の調査時からそのまま自治会長をされている方が多いせいか，年齢がスライド式に上がったことも想定されます。

（平成３０年度と令和６年度を比較すると，６０歳以下は，ほぼ変化せず，６０歳～７０歳が３２．５％から１８．９％と減少，一方で７０歳以上が，６１．５％から７４．６％と上昇しています（図１６）。）

図１７　自治会が抱える課題

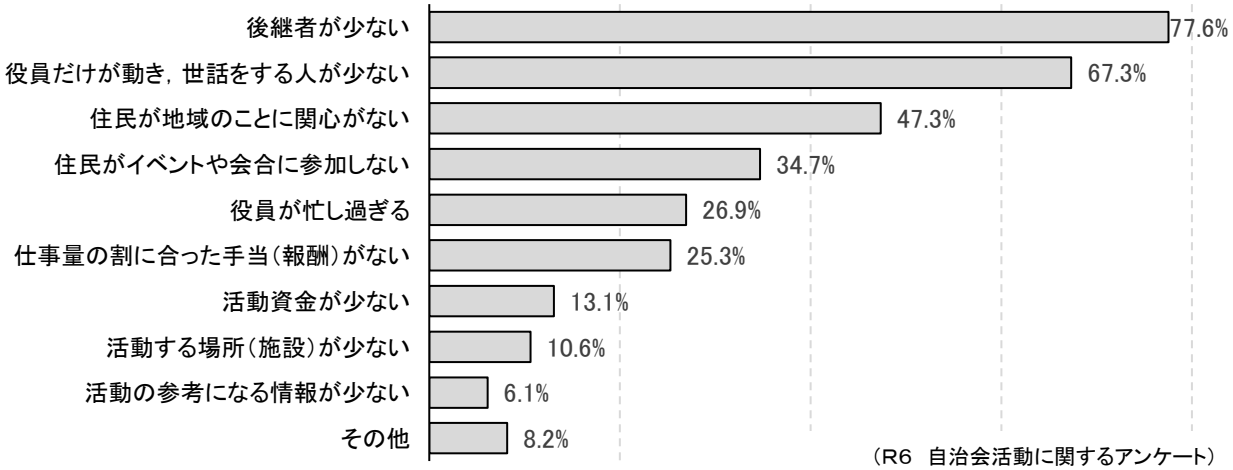

（R6　自治会活動に関するアンケート）

自治会が抱える課題としては，平成３０年度の調査同様，７７．６％が「後継者不足」（平成３０年度　７０．０％）を挙げています。次いで「世話人の不足」，「住民の地域への関心がない」４７．３％（平成３０年度　，３３．４％）が挙げられます（図１７）。

これについては「図１３　子ども・子育てに関するニーズ調査」からも，若い世代の地域への関心の低さから地域との関わりを持たない住民が年々増えており，結果，後継者が少なくなっていることが推測されます。

自治会として把握する非加入者が「自治会に加入しない理由」としては「困らない（５７．１％）」（平成３０年度　５７．４％），次いで「当番（役員）が回ってくるのがイヤだから（４２．４％）」（平成３０年度　３７．２％），「近所付き合いが面倒だから（３５．１％）」（平成３０年度　４６．１％），「メリットが感じられない（３４．７％）」，「高齢・障害で活動に参加できないから（２５．３％）」が挙げられています（図１８）。

これらのアンケート調査からも，自ら進んで「地域」と関わりを持とうとする人は若い世代を含め，減少しつつあると言えます。

図18　自治会に加入しない理由

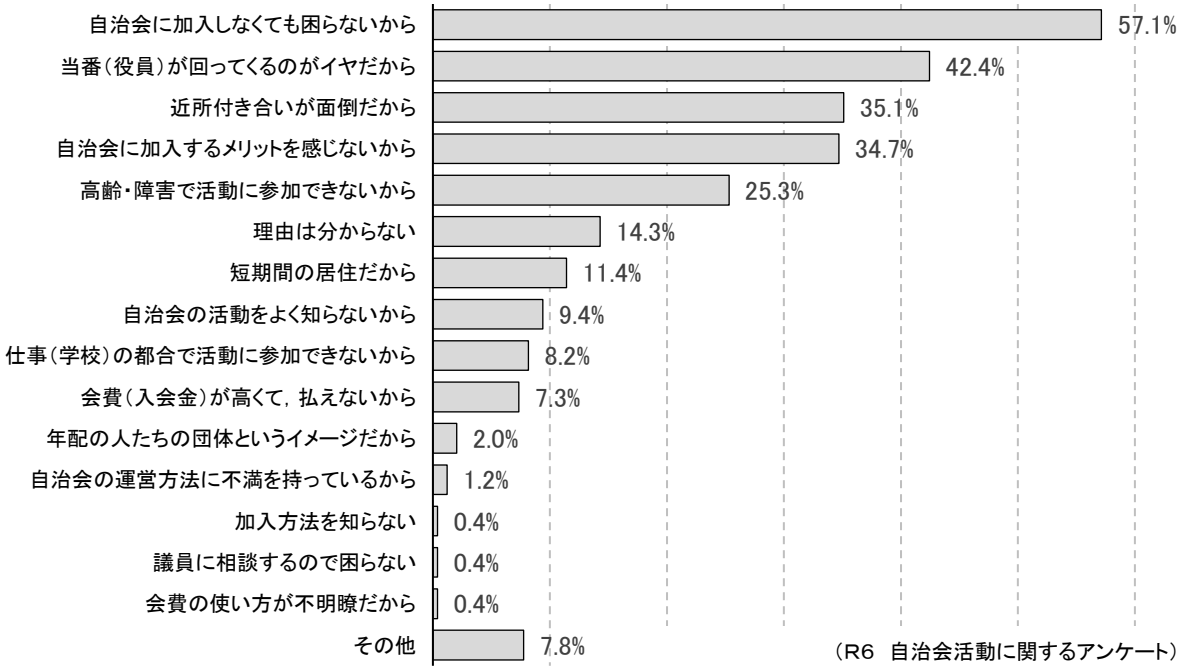

（R6　自治会活動に関するアンケート）

(5) 市民公益活動団体に関するアンケート

令和６年度に，呉市地域協働課が呉市に登録する市民公益活動団体に対して実施した「市民公益活動に関するアンケート」（回答数２３６団体／２９７団体＝回答率７８．５％）によると，団体の代表者の年齢は６０歳以上が４１．８％となっており，図１６の自治会長の年齢同様の理由からか，スライド式に年齢が上昇していることが分かります（図１９）。

図19　公益活動団体の代表の年齢

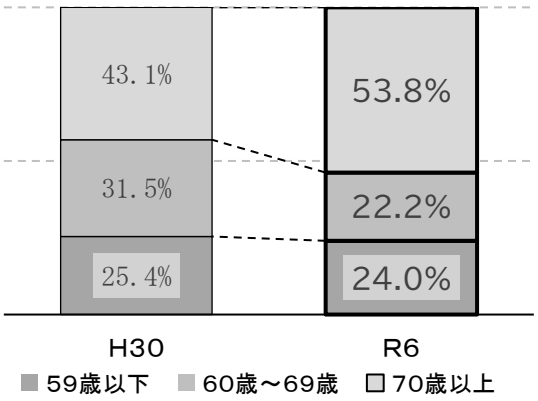

（R6　市民公益活動団体に関するアンケート）

図20　公益活動をする際に感じる課題は何ですか

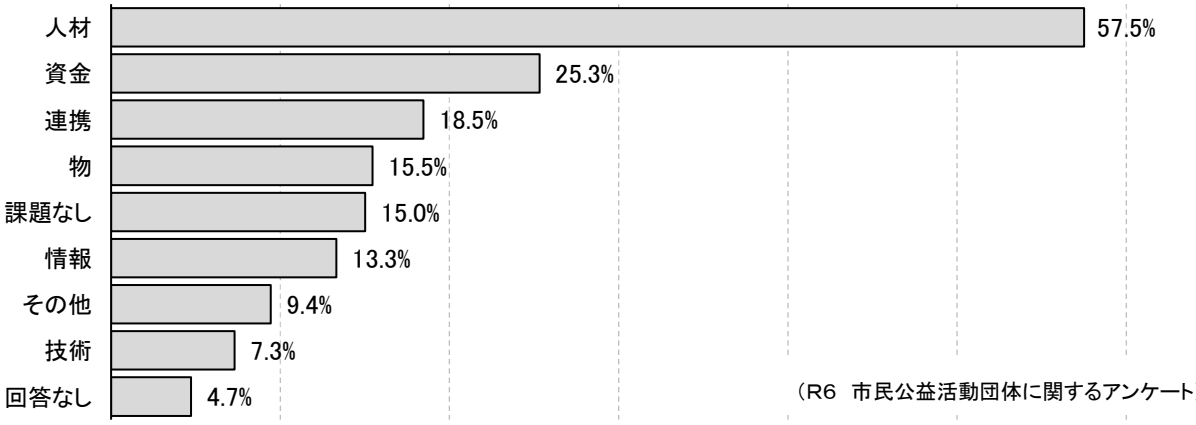

（R6　市民公益活動団体に関するアンケート）

公益活動を実施する上での課題については「人材不足（５７．５％）」。次いで「資金（２５．３％）」という回答となっており，自治会に対するアンケート同様「人材」の不足を訴えるものが多く見受けられます（図２０）。

図21　団体の中に「ボランティア＝無償」という考えは根強くありますか

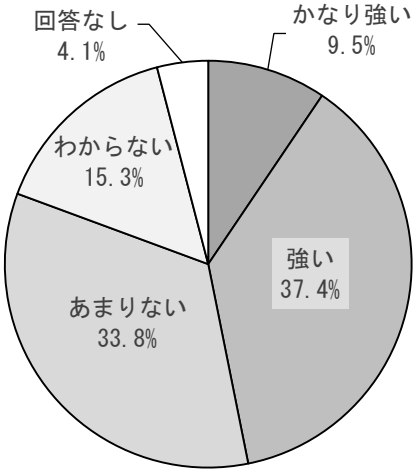

（R6　市民公益活動団体に関するアンケート）

次いで多く回答のあった「資金」について，その獲得方法として，活動の「有償化」が挙げられます。

活動内容によって一概には言えませんが，サービスを提供する団体の場合，ある程度の対価（市民活動を継続していく上で，交通費や保険料など，さまざまな経費）を徴収することは，活動を維持していく上で必要不可欠です。しかしながら，従来からの「ボランティア＝無償」という考え方も根強く残っており，サービス対象から対価や経費を徴収することなく，活動を自腹（会費のみ）で行い，継続が困難となっている状況や，その団体の設立の成り立ちなどから，行政からの補助金体質を脱することが困難な団体も見受けられます（図２１）。

活動の主な収入源としては，３１．１％の団体が「会費」。次いで２４．３％が「助成」（「助成」については，別で質問した「財団・企業，行政など〈申請，手挙げ，コンペなど経て受けた〉からの助成」に対する質問から見て，行政からの補助金を「助成」とし回答した団体も多くみられます）となっており，事業収入を財源の１位とする団体は全体の７．７％となっています（図２２）。

図22　公益活動団体の主な収入源

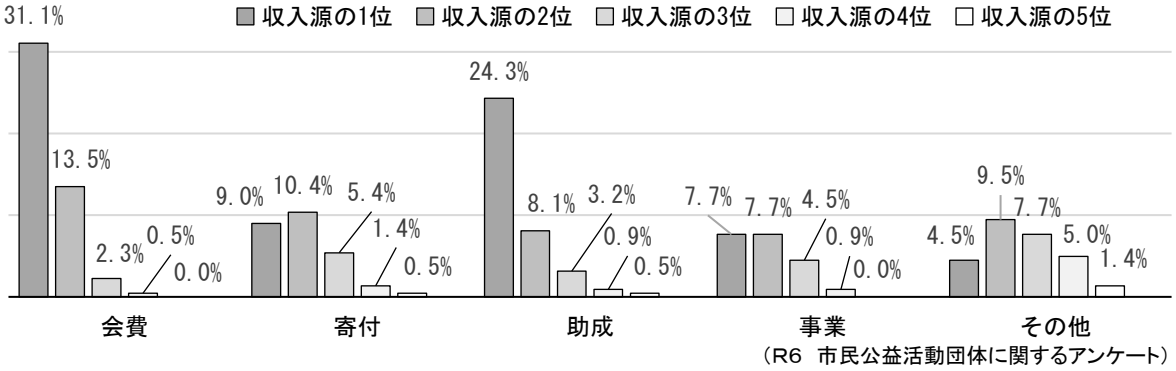

（R6　市民公益活動団体に関するアンケート）

事実「有償≠ボランティア」という考え方も根強く，サービスの対象側から，サービスの継続，画一したサービスへの対価として「有償」を望む声があるにも関わらず，それを断り「会費」，「自腹」，「補助金」のみで，活動を続けようとする団体も見受けられます。

図23－1　公益活動団体の自治会との連携について

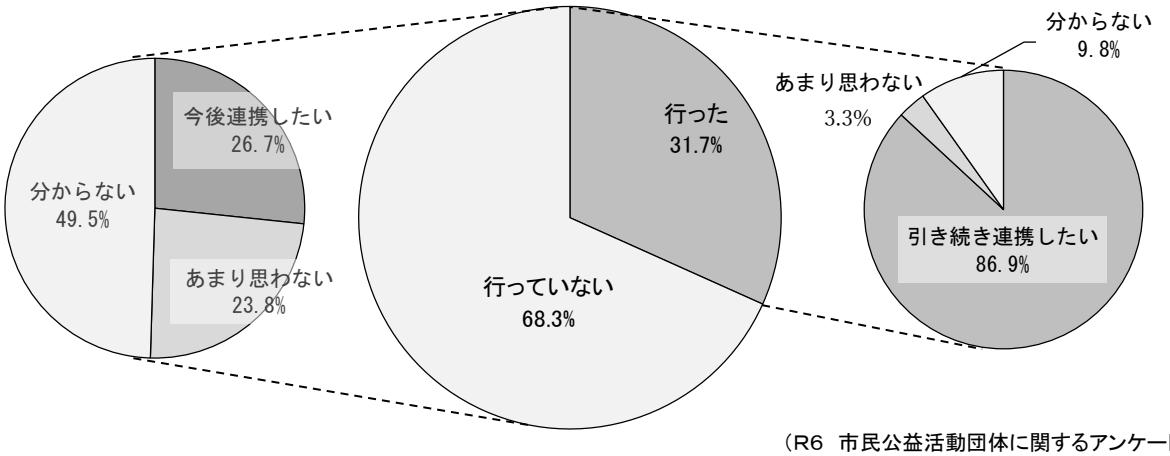

（R6　市民公益活動団体に関するアンケート）

図２３－２　自治会の公益活動団体との連携について

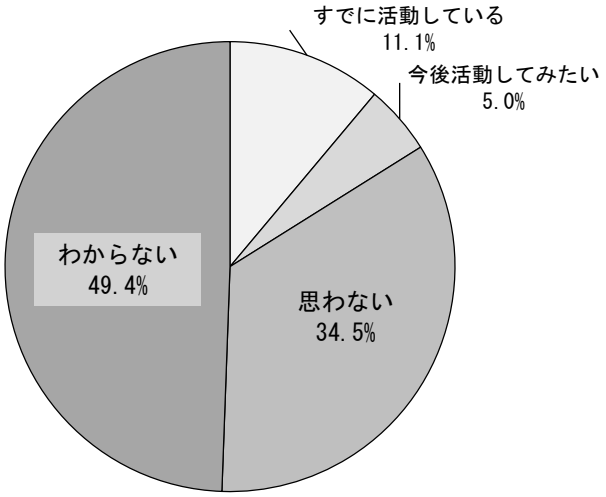

（R6　自治会活動に関するアンケート）

また，公益活動団体の自治会との連携については，令和５年度において「連携を行った（３２％）」，「行っていない（６８％）」でした。

行っていない団体に対し，今後連携したいかと問うたところ「あまり思わない」，「分からない」とした団体が７３％でした（図２３－１）。

一方，自治会においては，公益活動団体との連携について「すでに活動している」，「今後活動してみたい」とする自治会は１６％と少なく，ほとんどの自治会が「連携しようと思わない」，「わからない」と回答し，双方の連携については，消極的であることが分かりました（図２３－２）。

(6) 事業者のCSR（地域貢献活動）に関するアンケート調査票

「呉市市民協働推進条例」では「個性豊かで活力のある地域社会の実現に向け，市民，市民公益活動団体，事業者及び呉市が相互の信頼関係を醸成し，それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し，対等な立場で連携し，足りない点を補完し合いながら，パートナーシップによる市民協働のまちづくりに取り組んでいく」としていますが，これまでの計画では，事業者と連携した取組について触れることがほぼありませんでした。本計画では，あらためて呉市全体で「個性豊かで活力のある地域社会の実現」に向けた取組とすべく，呉市商工会議所，呉市広域商工会に登録する２６０の事業所（商工会議所については無作為抽出。広域商工会については理事の事業所）に対し，アンケートを実施しました。

表１　事業所の規模

①	１～９人	54.8%
②	１０～４９人	32.3%
③	５０～９９人	1.6%
④	１００～２９９人	6.5%
⑤	３００～４９９人	0.0%
⑥	５００～９９９人	3.2%
⑦	１，０００人以上	1.6%

事業所の規模，業種については（表１，表２）のとおりです。

アンケートの回収率は，２３．８％でしたが，さまざまな意見を伺うことができ，本計画策定にあたり，これまでにない視野からも，計画の見直しをすることができました。

本計画の基となる「呉市市民協働推進条例」では，個性豊かで活力ある地域社会の実現に向け「市民」,「市民公益活動団体（ボランティア団体)」,「事業者」及び「呉市」が，それぞれの責任と役割を理解し，対等な立場で市民協働のまちづくりの推進に努めなければならないとしています。しかしながら，当事者でもある事業者の呉市市民協働推進条例の認知度は低く,「知っている（約３１％)「知らない（約６９％)」という結果となり，事業者はもちろん，市民への本条例の認知度が低いということが，あらためて分かりました（図２４)。

次に「ＣＳＲ※5」に対する認知・理解度，については「知っている（４０％)」,「知らない（６０％)」となりました（図２５)。

表２　アンケート実施の事業者の業種

①	農業・林業・漁業	0.0%
②	建設業	24.2%
③	製造業	14.5%
④	電気・ガス・熱供給・水道業	1.6%
⑤	情報通信業	1.6%
⑥	運輸業・郵便業	1.6%
⑦	卸売業・商社	6.5%
⑧	小売業	9.7%
⑨	金融業・保険業	4.8%
⑩	不動産業	4.8%
⑪	宿泊業	0.0%
⑫	介護・医療	4.8%
⑬	サービス業	19.4%
⑭	その他	6.5%

図24　呉市市民協働推進条例の認知度

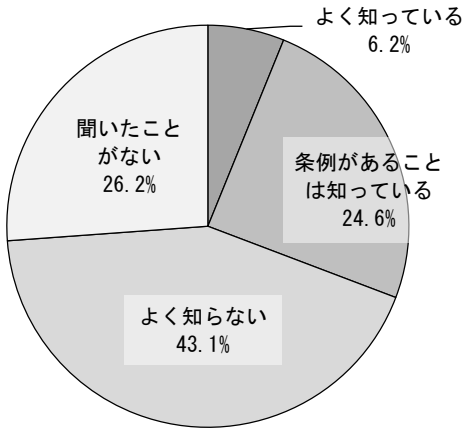

図25　CSRについて知っていますか

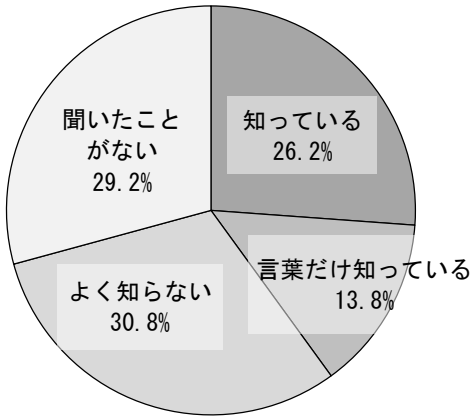

（R6　事業者のCSRに関するアンケート）

図26 CSRへの取組について

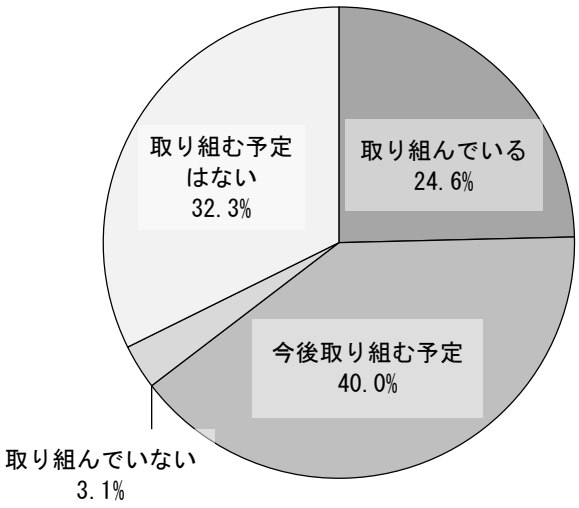

（Ｒ６　事業者のＣＳＲに関するアンケート）

また，ＣＳＲへの取組について，約６５％が「取り組んでいる」，「今後取り組む予定」としているのに対し，約３５％が「取り組んでいない」，「取り組む予定はない」としています（図２６）。

「取り組んでいる」，「今後取り組む予定」とした事業者については「地域社会とのコミュニケーションの一環（２２．４％）」。次いで「ＣＳＲ（事業者としての社会的責任）（１６．８％）」となっており，事業者の「地域の一員」であるという考え方も一定程度の理解があると感じられます（図２７）。

図27 CSRに「取り組んでいる」，「今後取り組む予定」理由

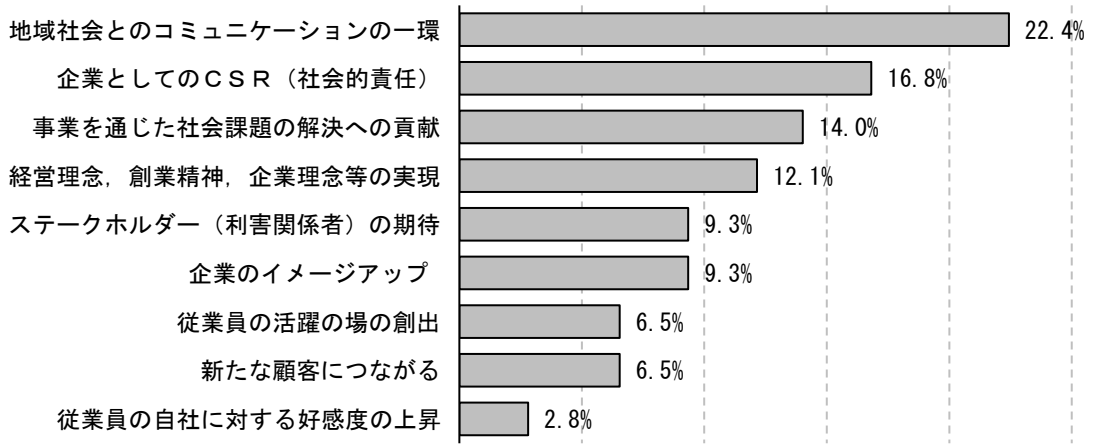

図28 CSRに「取り組んでいない」，「取り組む予定はない」理由

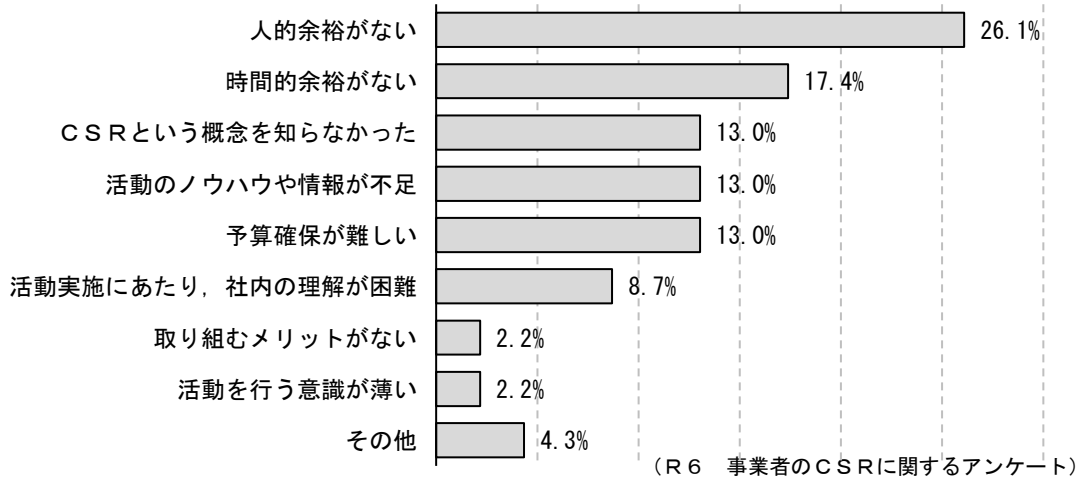

（Ｒ６　事業者のＣＳＲに関するアンケート）

一方で「取り組んでいない」,「取り組む予定はない」理由については「人的余裕がない（２６．１％)」,「時間的余裕がない（１７．４％)」と，新型コロナの規制緩和等により，景気回復の光が見えている一方で，物価高騰や，呉市においては運送・物流・建設業などの事業者も多く，働き方改革関連法に伴う時間外労働の規制強化などからか，人的余裕・時間的余裕を理由にする事業者も多く見られました（図２８)。

図２９　現在，地域貢献活動，ＣＳＲに取り組んでいる（過去に取り組んで来た）事業所はどのような活動に（取り組んでいますか。取り組んできましたか，取り組みたいですか)。

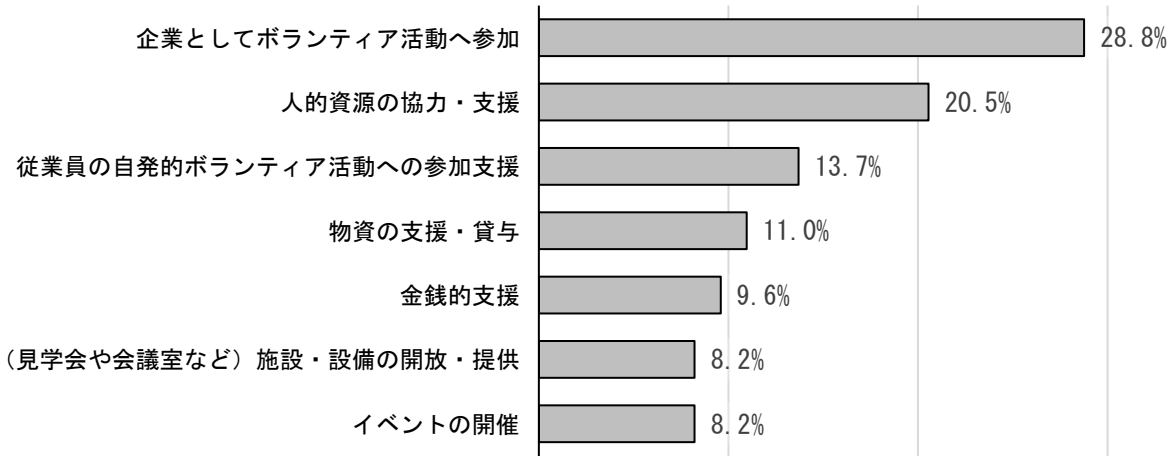

（Ｒ６　事業者のＣＳＲに関するアンケート）

○ ＣＳＲに取り組んでいる事業者の具体的な取組内容

・ 能登半島地震の支援金
・ 近隣地域の清掃活動
・ 災害等支援
・ 災害時の人モノ支援
・ 災害時のボランティア活動の推進
・ 町内清掃時に車輌貸与
・ 地域行事への参加
・ 遊歩道の整備
・ アダプト活動（道路や施設の「里親制度」)
・ 事業者の社会的責任を自社だけでなく，協力会社などにも広げており，持続可能な調達活動として推進しています。
・ 業界団体からの要請によるボランティア活動
・ 呉市との「災害時における装具等の調達に関する協定書」締結
・ 地域の海岸清掃やよく利用している港周辺のごみ拾い

(7) 呉市職員意識調査

呉市市民協働推進条例では，呉市職員について「市民公益活動の果たす役割の重要性を認識し，常に市民協働に向けた意識の高揚を図り，啓発に努めること」としています。職員が積極的な地域参画をもって，自らの「ＱＯＬ」※6を高めることはもちろんですが，自らも地域の一人であるという自覚と，住民として地域課題を認識し，可能な範囲で，それらを市政に反映させていくという効果も期待しています。

呉市では，これら積極的な地域参画を推奨するため，ボランティア休暇制度の導入や，各地区で行われるイベントの情報提供を行うなどし「市民公務員（呉市独自の造語で，市民感覚をもった職員）」の育成に努めています。

毎年，呉市職員が「市民公務員」として，地域との関わりをどの程度持っているかを調査するため，呉市職員意識調査を実施しています。

第４次計画策定時（平成３０年度）の調査では，４１．１％の職員が地域活動へ積極的参加していると回答しましたが，その後新型コロナの影響か，令和３年度には１６．９％まで落ち込んでいます。令和６年度の調査では，４０．８％と回復していますが，まだ，職員の積極的な地域参加率は５０％以下に満たない状況となっており，引き続き，職員に対して積極的な地域参加を推奨し「市民公務員」の育成に努めていきます（図３０・図３１）。

図３０　呉市職員の自治会加入率

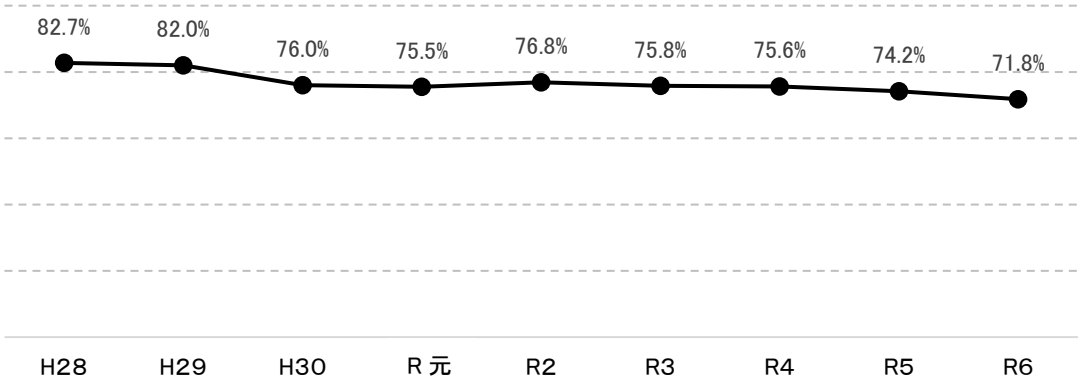

図３１　地域活動に積極的に参加している

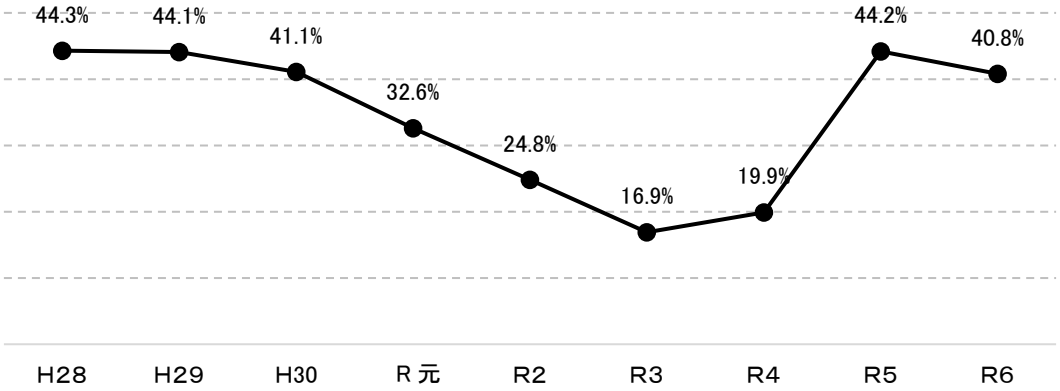

（R6 呉市職員意識調査）

第３章 第４次計画の評価と課題

第4次計画の方向性

第４次計画では「多様な主体の協働による自主的で自立したまち（＝協働型自治体）」を目指し，第３次計画で定めた５つの視点（方向性）を具体的方策，及び評価に基づき，次の３つの方向性に整理しました。

１ ともに学び合うことができる環境づくり
(1) まちづくりの新たな参画者の増加促進
(2) 地域の「こうしたい」を支える事業の実施及び支援
２ 多様な交流・連携のための基盤強化
(1) 呉市市民協働センター・まちづくりセンターの活用促進
(2) 地域とボランティア・ＮＰＯ団体の連携事業の推進
(3) ボランティア・ＮＰＯ団体に対する支援の継続
(4) 市民公益活動を行う拠点の活用に向けたソフト施策の取組
３ 市民公益活動団体との協働による住民サービスの提供
(1) 災害に備えた地域での支え合いを支援
(2) 自主防災組織，呉市防災リーダー及び呉市消防団などが連携を進める事業の検討
(3) まちづくりセンターの指定管理の促進
(4) 呉市市民協働センターの効果的な運用の検討

第４次計画では，これら３つの方向性に基づき，具体的な事業に取り組むとともに，社会情勢等を鑑み，事業の見直しを適宜行ってきました。これらの取組が，どのような成果を上げ，またどのような課題が残っているのかについて，それぞれの具体的方策ごとに点検しました。

１ ともに学び合うことができる環境づくり

(1) まちづくりの新たな参画者の増加促進

具体的方策	● **地域が主体となって進める事業** ・ 関係人口に係る創出事業 ・ コミュニティビジネスの普及啓発 ・ 子どもたちのまちづくり参画事業 ・ 地域のつながりの促進事業 ・ 成人の日記念式典の地域開催の支援 ● **地域とともに進める事業** ・ 地縁型組織のあり方の検討 ・ 外国人住民のまちづくりへの参画支援 ・ 事業者と地域が連携したまちづくり活動の体制づくり ・ 市職員の意識改革の促進 ・ 市民公益活動団体の交流促進事業 ・ 地域での安全・安心の確保 ・ まちづくりへの新たな参画者の発掘 ・ 子どもたちの郷土愛を育む取組支援

評　価	**▼ 地縁型組織のあり方の検討** 学識経験者や地域活動団体等で組織する「呉市あり方検討委員会」において「自治会運営のためのヒント（事例集）」をまとめ，これを各自治会へ配布し，地域において勉強会等を実施しました。 自治会においては，デジタルツールを活用した自治会活動の取組（１６自治会　令和６年１０月末）を始めるなどの効果が出始めています。 また，呉市においても庁内にワーキンググループを編成し，「地域の負担軽減」，「地域の支援体制」に向けた取組を進め，ＬＥＤ防犯灯設置補助金など自治会に対する３の補助金について，実勢価格を基準に金額の見直しを行いました。 **▼ 外国人住民のまちづくりへの参画を支援する事業の検討** 地域社会の中で外国人住民が孤立することがないよう，呉市国際交流センターでは，相談員（会計年度任用職員）による生活相談を行っています。 令和２年度からは，広地区にも「呉市東部地区外国人総合相談窓口」を設け，外国人からの相談に対応しています。また，現在，外国人住民の増加地区である昭和地区において，令和５年度から，日本人ボランティア（国際交流協会主催の日本語サロン出身者）による日本語指導を不定期で自主開催しており，呉市として側面的な支援を行っています。 同様に外国人住民の増加地域においては，地域住民の外国人住民との草の根的な交流が生まれ，自主的な運営ができるよう，「日本語ボランティア養成講座」などを実施しています（令和６年，音戸地区で実施）。外国人住民に対する理解を進める事業として，国際交流協会を通じ，各種教室の開催や，国際交流フェスタを実施しています。
課　題	**■ 事業者と地域が連携したまちづくり活動の体制づくり** 計画期間中は，新型コロナの影響下でもあり，呉市として，地域，事業者に対する積極的なアプローチはしなかったことから，目立った進展はありませんでした。しかしながら，この度のアンケートにおいても，双方は「つながりたい」という意向もあることから，これらをマッチングする方策について検討していく必要があります。一方で，事業者においても「自らも地域の一員であり，社会的な責任を負っている」という自覚を持っていただくため，啓発事業や事業者のＣＳＲ（地域貢献活動）に対するインセンティブ※7等についての検討が必要です。 **■ 子どもたちのまちづくり参画事業，まちづくりへの新たな参画者の発掘，子どもたちの郷土愛を育む取組支援** 地域の中においての若者の登用は十分でなく，後継者育成のための対策について早急に対応する必要があります。 図32　自治会として後継者育成の取組を行っている 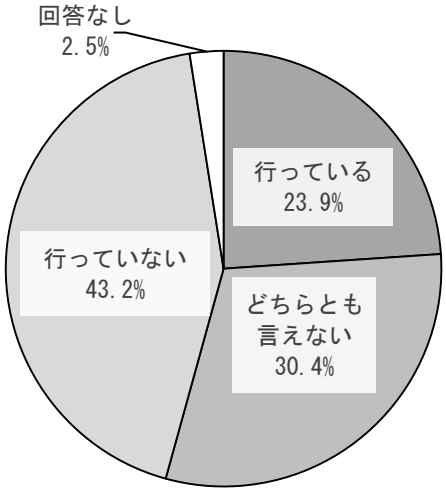 （R6　自治会活動に関するアンケート）

■ 「ココロの担い手不足」の解消を検討

「担い手不足」については，人口減少，少子高齢化から発生する「物理的な担い手不足」と同時に，壮年，子育て世代，若者など，地域において，まちづくりの担い手候補者はいるものの，専門的な知識を有する者（経験豊かな中高年者など）の意見に安心感を求め，新たな担い手に対し気持ちが向かないという「ココロの担い手不足」を解消するため，新たな担い手が力を発揮できる土壌を作る対応が早急に必要です。（「ココロの担い手」については，２８ページに記載）

(2) 地域の「こうしたい」を支える事業の実施及び支援

具体的方策

● **プロフェッショナルボランティア登録制度の検討**

● **市民の「こうしたい」をつなぐ取組**

・ 協働のまちづくりコーディネート事業　・ まちづくりサポーター制度

● **過疎地域等のにぎわいづくりの支援**

・ 地域おこし協力隊の活用

● **地域の特色ある取組の支援**

・ ゆめづくり地域交付金　・ 市民ゆめ創造事業

・ 市民まち普請事業

評価

▼ **地域おこし協力隊**

定員各地区２人で過疎地域の８地区に配置を計画し，令和６年１０月末で１１人の隊員を配置しており，地域の課題解決や地域活性化に寄与することができました。

▼ **ゆめづくり地域交付金**

まちづくり委員会・協議会が活用しやすくなるよう制度を見直し，地域力向上への寄与，自主的な，かつ，自立したまちづくりに効果がありました。

課題

■ **ゆめ創造事業，まち普請事業の廃止**

これらの助成事業については，近年，利用実績が低迷し，また事業内容もマンネリ化していたことから廃止し，これらの助成事業を含め，「ゆめづくり地域交付金」の中に新たに枠を設けました。

今後も地域団体への助成事業については，実績や活用状況等を確認し，地域団体のニーズ等を考慮しながら，「ゆめづくり地域交付金」の拡充について検討していきます。

■ **まちづくりサポーター制度**（地域からの推薦により，呉市が委嘱）

各地区のまちづくりサポーター（以下「サポーター」といいます。）においては，地域課題の解決に向けた取組や，地域の活性化につながる事業へ積極的に取り組んでいただいています。

サポーターの身分保障，活動をＰＲする機会及びネットワークの確立について，引き続き検討していくとともに，集落支援員※8制度の導入についても検討していきます。

２ 多様な交流・連携のための基盤強化

(1) 呉市市民協働センター・まちづくりセンターの活用促進

具体的方策	● 呉市市民協働センター・まちづくりセンターの活用促進 ・ 地域協働スペースの活用　・ まちづくりセンターの活用 ・ ボランティアまつり等 ● 呉市民協働センターとまちづくりセンターの連携
評　価	▼ ボランティアフェスタ 令和４年度から，市民へのボランティア活動の啓発や，市民公益活動団体同士の交流を目的としたイベントを開催し，毎年多くの団体が参画するとともに，多くの市民も参加し，交流が図られています。 ▼ 呉市民協働センターとまちづくりセンターの連携 市民協働センターが発行している助成金情報やイベントチラシ，各地区のまちづくりセンターが発行している情報紙やイベントチラシなどを双方で共有することで，情報の交流・連携を図られ，地域を限定しないイベントへの参加や応募があります。
課　題	■ 市民協働センターの活用 会議室，作業スペースの利用については，利用団体に偏りがみられます。また，自治会等の利用については，市民センターのない中央地区の自治会や，広地区の自治会が多く利用しています。今後は，より多くの団体等の利用につながるよう，魅力ある協働センターづくりが課題となっています。 ■ まちづくりセンターの活用 「ボランティア活動に対する施設利用に関する取扱要領」に基づき，当初は公益活動団体が公益活動を実施するための事前会議等，公益活動の実施に限定し，施設使用料の減免措置を行ってきましたが，弾力的な運用を重ねていくうちに，その基準が一部あいまいになってきています。 施設の老朽化に伴い，維持費が増加していることから，受益者負担の原則を確保するため，減免基準の明文化，活動内容の精査等についても検討が必要です。

(2) 地域とボランティア・ＮＰＯ団体の連携事業の推進

具体的方策	● 地縁団体と同じ目的を持って活動するボランティア・ＮＰＯ団体との相互連携の推進 ・ 市民協働フェスタの開催　・ 子育て利用者支援事業 ・ 地域に根ざす健康づくり事業の推進 ・ ホームページ等を活用した市民公益活動団体の活動状況の定期的な発信
評　価	▼ ホームページ等を活用 呉市市民協働センターにおいて，ＳＮＳや広報誌等を通じて，地域イベントや公益活動団体の活動や地域情報を発信し，団体同士の交流・連携を図ることができました。

課　題	■ 地縁団体，市民公益活動団体及び事業者の連携 ３者の連携は，地域のさらなる活性化，事業者にとっては，新たなビジネスチャンスの開発，シナジー※9の構築につなげられることも可能と考えます。 アンケート結果からも，それぞれが互いの連携を望みながら，それぞれがつながる機会が少ないのも現状です。今後は，３者をマッチングさせる機会や，これらを総合的にコーディネートする人材の配置ついても検討していく必要があります。

(3) ボランティア・ＮＰＯ団体に対する支援の継続

具体的方　策	● ボランティア・ＮＰＯ団体に対する支援の継続 ボランティア・ＮＰＯ団体が呉市市民協働センターやまちづくりセンター等の公共施設を利用する際の使用料減免等の活動支援の継続 ・ 市民公益活動支援基金の運用　　・ 災害ボランティア支援基金の運用 ・ 自主防災組織結成・育成支援
評　価	▼ 公共施設利用時の使用料減免等の活動支援の継続 公益活動団体等がまちづくりセンター等の施設を利用する際，公益的な活動に限り，施設使用料の減免措置を行うなど，団体の財政的な負担を軽減することができました。

	R3	R4	R5
市民公益活動団体利用数（減免措置）	793回	862回	1，182回
まちづくりセンター利用総数	21，957回	30，030回	30，892回
市民公益活動団体登録数	277団体	284団体	283団体

課　題	■ 市民公益活動支援基金 市役所本庁舎に自動販売機を設置し，売上げの一部を基金財源に充てていましたが，管理上撤去することとなったため，令和２年度で寄附金は終了しました。令和７年度以降は，一般財源から基金財源を拠出することとなります。 ■ 公共施設の使用料減免等による活動支援の継続 公益活動団体の利用機会が減少しない範囲で，受益者の利用料一部負担等についても検討が必要です。

(4) 市民公益活動を行う拠点の活用に向けたソフト施策の取組

具体的方　策	● 市民公益活動を行う団体・個人の増加を図るため，ＳＮＳを積極的に活用 ホームページ，メールマガジン，ブログ，You Tube，インスタグラム，Ｘ（旧ツイッター）での情報発信
評　価	■ 市民協働センターＳＮＳ ・ ホームページアクセス件数　約３００件／日 ・ メールマガジン登録者数　４７５件 ・ Ｙｏｕ Ｔｕｂｅ　チャンネル登録者数　６６人 ・ Ｘ　フォロワー数　４５件 （旧ツイッター　フォロワー数）（４５５件） ・ インスタグラム　フォロワー数　３９０件

課　題	受信対象者（ターゲット）が，必要とする情報へ効果的にアクセスできるよう，その方法や手段について（デジタル，アナログも含め）調査・検討していく必要があります。 また，市民の積極的な拠点活用につながるソフトとして，拠点のレイアウトや，市民が必要とする研修プログラム等の検討を行う必要があります。

３ 市民公益活動団体との協働による住民サービスの向上

(1) 災害に備えた地域での支え合いを支援

具体的方策

● 非常時，地域における井戸の共同利用促進

● 自治会やまちづくり委員会等が行う取組を支援

（災害時協力井戸利用支援事業）

評　価

▼ 協力井戸の登録件数　１３３件（Ｒ５年度末）

令和２年度から開始。個人及び団体などからの登録があり，登録件数も増加しています。

	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
登録延べ件数	８５件 （８件）	１２０件 （１４件）	１２９件 （１９件）	１３３件 （２２件）

（　）内は自治会等の団体，事業者などの登録件数

課　題

■ 協力井戸の登録制度

令和６年度から，個人保有の井戸も補助対象としており，引き続き，登録件数の増加につながる方策等を検討していきます。

(2) 自主防災組織，呉市防災リーダー，呉市消防団などが連携を進める事業の検討

具体的方策

● 活発かつ実践的な地域の防災意識の向上に資する取組

自主防災組織，呉市防災リーダー，呉市消防団，小中学校等教育機関などの連携事業（地域防災訓練等）

評　価

▼ 自主防災組織や防災リーダーの育成

	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
自主防災組織数（延べ）	３９０団体	３９２団体	３９６団体
呉市自主防災組織の活動カバー率※10（延べ）	８６．５％	８６．９％	８７．０％
呉市防災リーダー認定者数（延べ）	５６７人	６１９人	６５３人
防災訓練助成団体数	１６５団体	２３３団体	２６７団体

課　題

■ 組織・人材育成事業の継続や地域内連携の支援

防災意識の高まりの中，これまで「地域」と「学校」で，別々に実施していた避難訓練は，多くの地域で合同開催するケースが徐々に増えています。

市民・団体の「自助」・「共助」に対する意識を高めていく上でも，これまで以上に，各地域の自主防災組織や呉市防災リーダー等の組織・人材の育成に努めるとともに，地域内の連携を強化していく必要があります。

(3) まちづくりセンターの指定管理の促進	
具体的方策	● 昭和地区まちづくり協議会による指定管理制度を継続，他のまちづくりセンターでの同制度導入
評価	▼ 効率かつ，効果的な業務への取組 昭和地区まちづくり協議会が，まちづくりセンターの指定管理を実施してから令和６年度で９年目を迎えます。この間，同協議会においては，センターの運営スタッフに，行政ＯＢやＩＣＴ等に詳しい人材等を雇用し，効率的かつ効果的な業務に取り組んでいます。 また，令和４年度からは，施設利用料納入についてキャッシュレス化を進め，利用者の利便性と窓口業務のスマート化を図り，モニタリング評価においてはＡ判定を得ています。
課題	■ まちづくりセンターの指定管理業務 現在のところ，指定管理について関心を示す事業者・団体はありません。 ■ 他のセンターでの指定管理者制度の導入 地域の事情や人材の確保，導入に対する不安も大きいため，地域の理解が十分に得られた上での実施が必要です。

(4) 呉市市民協働センターの効果的な運用の検討	
具体的方策	市民協働センターの効率的な運用の検討
評価	▼ 市民ニーズを踏まえ，開館時間について検討 利用者から，利用時間や運用についての意見は，ほぼありません。
課題	■ 魅力ある協働センターづくり 利用団体に偏りがみられることから，広範囲での利用促進が図れるよう取組が必要です。

第4章　基本的な考え方

1　市民協働の理念

戦後，我が国は，住民の生活水準の全体的な底上げに向けて「行政（国・県・市）主導」によるまちづくりを進めてきました。その結果，生活基盤の整備や社会保障制度の充実を図ることができましたが，一方で，従来それぞれの「まち」が持っていた個性や特色を排除した均一化が進むとともに，住民がよりよい地域社会を実現するための活動力の低下が懸念されるようになりました。国を挙げて，行財政改革・地方分権改革が進められている中で，このような状況の打開に向け，地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる社会を実現することが求められています。

呉市においても，市民が安心して安全・快適に暮らしていくことができる「心身ともに豊かで活力あふれる社会」の構築に向け，市民が自らの住む地域で気持ちよく過ごせ，地域の課題に自ら取り組める環境を作るよう，最大限の努力を払っています。しかしながら，地域で生活する市民のニーズ全てに対し，市民自らが対応をしていくことは，市民公益活動団体及び事業者，市役所との協力・協働なくしては困難であると考えます。

そのためにも，呉市を含む4者が互いの存在を理解して尊重し，それぞれが役割を分担しながら，これまで以上に，対等な立場で連携し，足りない点を補完し合い，自らの知恵と責任において行動することによって活力ある地域社会をつくる「市民協働」によるまちづくりが重要であると考えます。

2　市民協働の基本原則

市民，市民公益活動団体，事業者及び呉市が，対等な立場のパートナーとして主体的にそれぞれの責務と役割を理解し，市民協働のまちづくりの推進に努めるための基本原則を次のとおりとします。

(1) 対等の原則（みんなが主役）

対等な関係が前提となり，意思決定にも関わり，責任も共有します。

(2) 相互理解の原則（同じテーブルに着き，お互いを理解する。）

協働のきっかけづくりとして，普段から話合いや交流を行い，相手の立場や状況に対する理解を深めます。

(3) 自主性・自立性の原則（自分のことは自身が決め，他の力をあてにしない。）

市民公益活動における自主性を最大限に尊重し，自立化することを推進します。

(4) 目的共有の原則（目指すことは同じ。）

目的が共有できたときに協働の仕組みが成立します。

(5) 公開透明性の原則（みんなが知る。）

支援，活動状況などのあらゆる市民協働の内容を公開し，いつでも，誰でも知ることができるようにします。

３ 連携による取組について

地域住民が住み慣れた地域で，心豊かに安心して暮らしていけるまちづくりを進めるには，市民，地域の各種団体，事業者，市役所などが，それぞれの役割を果たし，お互いの力を合わせる関係を作ることが必要です。

また，市民が自ら行うこと（自助），自治会などの住民自治組織やボランティア団体などによる協力・支え合い（共助），市民が安心して生活を送るための公的なサービス（公助）の連携による取組が重要となってきています。

先に示した「市民意識調査」,「子ども･若者の意識と生活に関するアンケート調査」,「自治会活動に関するアンケート」から，まちづくりにおいて，呉市に住所を置き「地域」との関わりを持つ人（持とうとする人）がいる一方で，住所は置くものの，進んで「地域」との関ることを敬遠する人（敬遠しようとする人）も増加傾向にあるようです。

しかし，多様化する社会の中で，全ての目を「地域」に向けさせることは困難ですが，全ての人が，自らの生活をよりよいものにしたいと考えるのは当然のことです。

これらの願いをできる限り実現させるために「地域」に関わる「住民」,「団体」及び「事業者」は，それぞれの役割を認識し，協働・連携し合い，まちづくりに関心はあるものの，あと一歩が踏み出せない「潜在層」へ積極的かつ効果的に働きかけ，できるだけ多くの人の目を「地域・まち」に向けさせ，同じテーブルに就き「持続可能なまちづくり」について話し合っていくことが，今後の「まちづくり」において，大きなテーマになると考えます（イメージ１・２）。

イメージ1　連携による取組

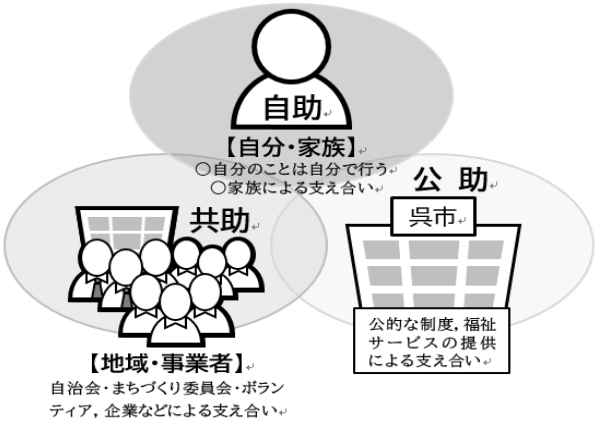

イメージ 2　地域におけるまちづくり人口

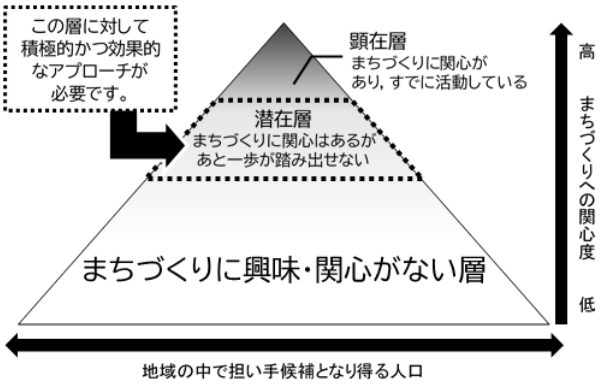

４ 呉市における協働の担い手について

呉市の住民自治組織は「自治会」,「女性会」,「民生委員児童委員」,「交通安全推進員協議会」,「老人クラブ」,「子ども会」,「小学校・中学校ＰＴＡ」など，地域でさまざまな活動を行っている地縁団体と，地域において課題を話し合い，解決することを目的とし，これらの団体や地域の公益活動団体，まちづくりに関心のある個人などで構成された「まちづくり協議会（委員会）」で形成されています。

市民，住民自治組織などの市民公益活動団体，事業者及び呉市が，その自主的な行動の下に，互いに連携し，それぞれの知恵と責任において，まちづくりへ取り組んでいます。

イメージ3　呉市の住民自治組織

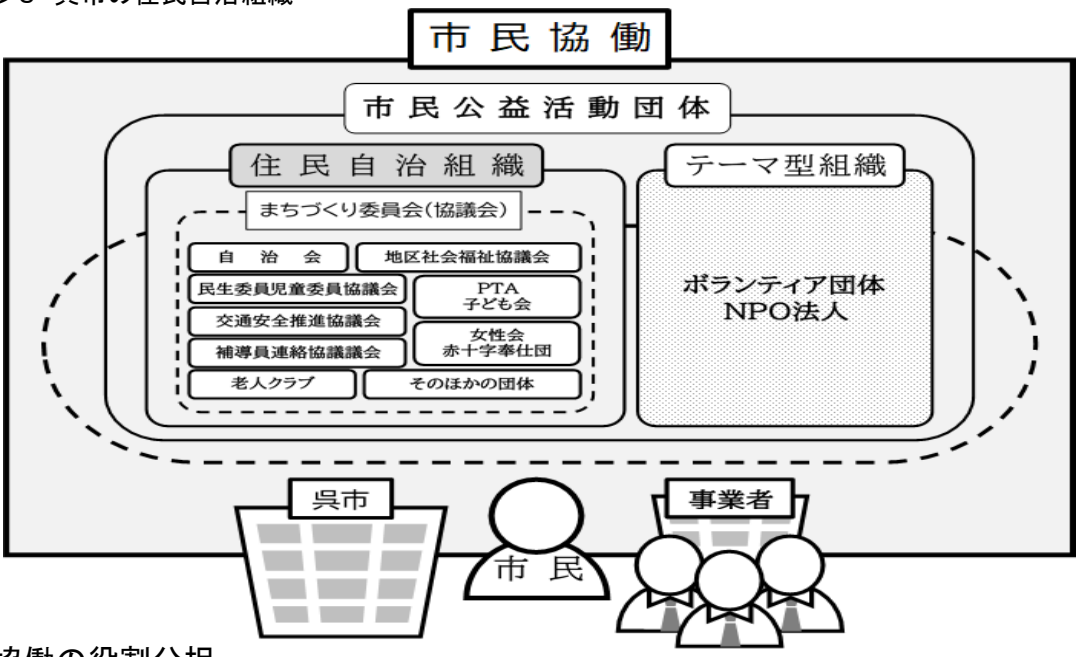

5　市民協働の役割分担

(1) 市民の役割

市民協働の推進において一番大切なことは，市民一人一人が自らまちづくりの主体であることを認識し，自覚して，地域社会に関心を持つことです。そして，決して，他人事ではなく自分自身ができることを考え，継続して自発的に行動し，積極的に参加することが求められます。

○ 地域への関心

市民一人一人が，自分たちのまちに関心を持ち，小さいことでも自分ができることを考え，行動していくことが期待されています。

○ 市民公益活動への参加

平成３０年に発生した豪雨災害では，初動対応において，市民一人一人が持つ知識や能力が発揮され，災害からの復旧・復興に向けて大きな力となりました。災害時以外のさまざまな場面においても，それぞれが持っている知識や能力を社会や地域のために生かすことが期待されています。

(2) 市民公益活動団体，その他市民協働に参画する団体の役割

自治会を始めとする地縁団体及び市民公益活動団体は「次世代の育成」が，喫緊の課題であることをあらためて認識し，それに伴う取組を検討，実行していくことが必要です。必ずしも，全ての地域，団体が「物理的要因（過疎化，高齢化）」から「若者がいない」としているわけではないと考えます。

こども支援課が令和５年度に実施したアンケートで，調査対象とした年齢層（１６歳～３０歳）は，呉市では１３．１％（市内で最も人口の少ない豊浜町は３．４％）。東広島市は１７．０％。広島市は１５．４％となっています（令和６年９月末現在（表３））。

表３　呉市（各地域）における１６歳～３０歳の割合（Ｒ６．９月末）

	総人口	16～30 歳	割合		総人口	16～30 歳	割合
全市	202,094 人	26,438 人	13.1%	郷原	4,276 人	743 人	17.4%
中央	45,752 人	6,654 人	14.5%	下蒲刈	1,137 人	70 人	6.2%
吉浦	9,198 人	1,379 人	15.0%	川尻	7,384 人	742 人	10.0%
警固屋	3,731 人	354 人	9.5%	音戸	10,060 人	1,051 人	10.4%
阿賀	13,663 人	1,842 人	13.5%	倉橋	4,423 人	371 人	8.4%
広	42,804 人	6,442 人	15.0%	蒲刈	1,364 人	62 人	4.5%
仁方	5,723 人	636 人	11.1%	安浦	9,437 人	966 人	10.2%
宮原	6,372 人	726 人	11.4%	豊浜	1,076 人	37 人	3.4%
天応	3,594 人	425 人	11.8%	豊	1,396 人	64 人	4.6%
昭和	30,704 人	3,874 人	12.6%				

（呉市住民基本台帳から）

民間の調査によると，１８歳から２４歳までのいわゆるＺ世代の６３．１％が「他人に認められたい」という承認欲求を抱えており，若者は，自尊感情を高めてくれる場所を欲しているのが現状のようです（図３３）。

一方で，自治会においては，アンケート（Ｐ１９　図３２）で，４３．２％の自治会が「後継者育成を行っていない」と回答しています。

「行わない理由」として，３９％が「積極的な若者がいない」，「イベントやお祭りに若者が来ない」，「アプローチをしていない」がそれぞれ１１．６％となっています。

それぞれの地域に，若者を含めた「潜在層」となりうる人材は一定数存在しているものの，アンケート（Ｐ７　図１０・Ｐ９　図１４）からも分かるように，都市的生活様式※１１の浸透により，地域に対して気持ちが向かない若者，「積極的な若者がいない」「イベントやお祭りに若者が来ない」とステレオタイプな考え方からアプローチをしない地域，双方が「ココロの担い手不足」を感じ，結果，互いの信頼関係が薄れ「ソーシャル・キャピタル※１２」の喪失につながっていると考えられます。

図３３　承認欲求に関する意識【Ｚ世代】

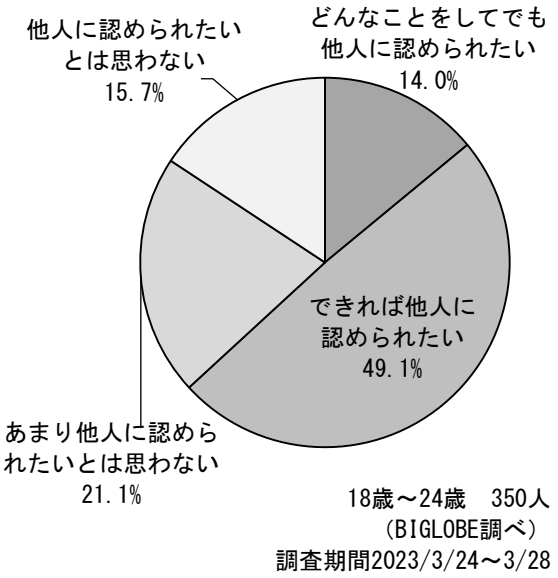

図３４　自治会が後継者育成を行わない理由

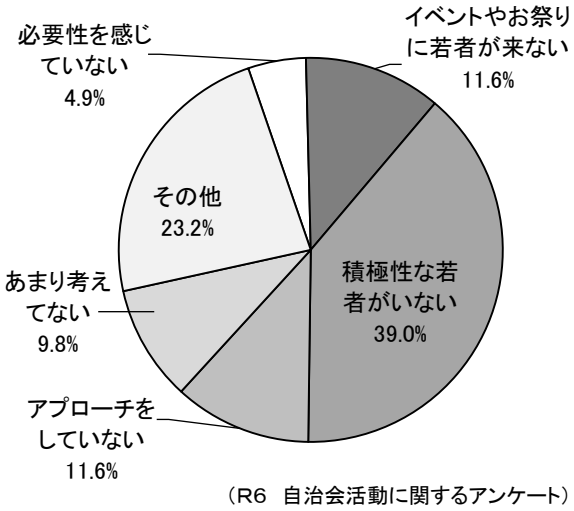

（R6　自治会活動に関するアンケート）

また「外国人」についても同様で，現在の「多文化共生事業」の多くは，外国人住民は「隣人[※13]」であっても，支援の対象とされがちで，互いの距離は縮まっていないのが現状です。言葉や文化の違いから，対立や摩擦が起こることはありますが，それを恐れず，日常の小さな「おしゃべり」，「対話」を重ね，互いを理解，認識することで，彼らを「友人」，「支援の担い手」として，積極的にまちづくりへの参画を促すことこそが「多文化協働」な地域であると考えます。

壮年，子育て世代，若者はもちろん，「外国人住民」，「ＬＧＢＴＱ＋」，「障害者」など，いわゆるマイノリティとされる人たちも，潜在的な「地域の担い手」です。地域に暮らす全ての人のＱＯＬを高めるためにも，市民公益活動団体，その他市民協働に参画する団体は，彼らにアクセスするため，積極的な「対話（おしゃべり）」をしていく必要があると考えます。

また，市民公益活動団体は，本来，活動の領域を限定せず，社会的課題に取り組み，その趣旨に賛同する全ての人が関わることができる「開かれた団体」です。しかしながら，地縁団体の延長で組織された団体や，習い事など生涯学習の延長で組織された団体などを中心に，活動地域，会員資格，サービスの提供対象を限定する「閉鎖した団体」や，自らの健康，技能のみを高めることを主たる目的とした「私益性」の高い団体など，市民公益活動団体の中にもこれらと差別化が図れない団体が見受けられるようになってきています。

市民公益活動団体は，常に，自らの団体の設立趣旨を顧みながら，社会的評価を受けたり，説明責任を果たしたりする団体であることの自覚をもつ必要があります。そのためにも，イベント等を通じて活動を開示し，幅広く市民の理解を求めるなど，常に，自らの活動を顧み，活動に対する賛同者を求め続ける必要があります。

○ 活動情報の開示

自らの活動情報を積極的に発信することで，より多くの市民に理解され，受け入れられるように努力することが期待されています。

○ 専門知識や情報の活用

自らが持っている専門的な知識や情報，ノウハウを生かし，まちづくりに積極的に参画することが期待されています。

○ 活動の場の提供

自らの活動を通じて，市民に生きがいや社会参画のきっかけ（あらゆる市民の居場所と出番）を提供する役割が期待されています。

○ 地域課題の解決等に向けた住民サービスの向上

多元化する地域課題の解決や，多様化する市民ニーズへの対応には，従来の画一的な行政サービスだけでは限界があるため，専門的なノウハウの活用やきめ細かな支援により，市民のＱＯＬを高めることが期待されます。

また，市民公益活動団体のうち，特に地縁団体については，次の役割が期待されます。

○ まちづくり委員会等の活動

市内全域（２８地区）に設置されたまちづくり委員会等は，自治会や女性会，民生委員児童委員協議会，老人クラブ，子ども会，ＰＴＡなどの地域においてさまざまな活動を行っている各種団体を包括する組織で，国が全国で形成を推奨している「地域運営組織」に相当するものです。このまちづくり委員会等が中心となって策定した，地域の個性と特色を生かした「地域まちづくり計画」に基づき，自立した地域づくりを推進していくことが期待されています。

○ **自治会の活動**

自治会は，住民生活に密着した団体です。地域住民が参加しやすい行事や住民同士が交流を図る事業を実施する等により，より多くの地域住民がまちづくりに関わることのできる環境づくりが期待されています。

(3) 事業者の役割

事業者においては，製品やサービスの供給，雇用創出，納税等により，本来の目的や義務を果たしてはいますが，自らを地域社会の一員としてとらえ，消費者をはじめとするステークホルダー（利害関係者）のニーズに応える義務も生じているという自覚を持ち，積極的にＣＳＲ（地域貢献活動）へ取り組むことが求められています。

○ **地域への貢献**

地域社会を構成する一員として，ＣＳＲ（地域貢献活動），やまちづくりへ積極的に参画することが期待されます。

○ **地域貢献活動への理解**

ボランティア休暇など従業員が地域貢献活動をしやすい環境を整備するとともに，従業員自らが，地域において，自らの生きがい，ＱＯＬのために行う活動を決して妨げることなく，積極的に支援する必要があります。

○ **コミュニティ活動・市民公益活動への支援**

コミュニティ活動や市民公益活動を行う団体に対し，資金的な支援や人的な支援のほか，情報やノウハウ等を提供し，活動を支援する役割が期待されています。

(4) 呉市役所の役割

市民・住民が自らのＱＯＬ向上のために取り組もうとする，地域課題解決に向けた活動を支援するとともに，市民協働のまちづくりが活発化し，ソーシャル・キャピタルが高まるための環境整備など，適切な施策の速やかな実施を計画的かつ総合的に推進していくよう，引き続き努めていきます。

また，市民，市民公益活動団体，事業者及び呉市が，互いに信頼関係を構築していけるよう，市民協働事業に関する情報を原則として計画・実施・評価の全ての段階で公開し，共有するよう努めます。

○ **次世代育成**

若者を中心とした「次世代育成」については，年長者・若者という「タテ」のつながりだけでなく，同じ年代（ヨコ）に対するつながりも含め，互いが共感し活動できる「ナナメ」のつながりを意識し，若者が積極的に地域で活躍できる機運醸成に努め「ココロの担い手不足」を解消できるよう，地域の「対話」，「おしゃべり」が積極的に行われる機運を醸成していきます。（まちのしゃべりば，子ども食堂，はたちの集い，高校生によるスマホ教室，若者による地域を巻き込んだ「地域パートナーシップ支援事業」など

○ **災害を想定した「共助」に対する支援**

今後，近い将来において発生する「南海トラフ地震」を想定し，自治会や自主防災組織等が行う避難訓練等，防災対策への自主的取組に対して，人的・財政的支援を行います。

○ **地域の自立に向けた支援**

さらに，地域住民が生活者意識と市民意識を兼ね備え，かつ，よい意味で企業的経営感覚をもち展開する「コミュニティビジネス」や，他都市からの「地域おこし協力隊」など，さらなる活用や地域特産品等を活用した起業を支援するとともに，市全体がまちづくりを応援できる体制づくりに努めます。

○ **まずは私たちから**

市役所の内部においては，市民協働の重要性を個々の職員が認識するとともに「市民の立場で考え行動する職員」，「常に改革・改善に取り組む職員」，「市民に信頼される職員」として，市民協働に参画する一市民となるよう，啓発や研修などを通した職員の意識向上に努めます。

６ 本計画の方向性

まずは，今回の事業者へのアンケートからも分かるように，本計画及び「呉市市民協働推進条例」について，これまで以上に理解が深まる取組が必要です。

その上で，市民，市民公益活動団体，事業者及び呉市が，対等な立場で，あらためてテーブルに着き「自らが暮らすまち」について，それぞれの特性を生かし，またそれぞれが補完し合いながら，話し合いを進め「よりよいまち　呉」という目的を共有し，それに向けた行動を行っていかなくてはなりません。そのためにも，相互の信頼関係が保たれ，日ごろからの話し合いのできる場は必要不可欠です。

次に，アンケートからも，自治会をはじめとする地縁団体，市民公益活動団体にとって「担い手不足」，「人材不足」は，大きな課題といえます。

若者においては「地域活動に参加したことがない」としながらも「地域のお祭りや伝統行事に自ら関わる活動」，「地域の清掃，緑化活動」，「募金活動や献血」などへ参加する若者も一定数おり，また，それらの活動から「活動の楽しさ」，「異年齢交流」など楽しさを感じる若者も多く存在しています。しかし，これらの多くが，その情報にたどり着けなかったり，たどり着いても，参画するきっかけを探していたりする状況があります。これら若者の「潜在層」の目をいかに「まちづくり」へ向けさせるかが，今後の「ココロの担い手不足」の解消につながるヒントになると考えます。引き続き，情報がはん濫する若者社会において効果的に響く情報発信の方法の研究や「役割を期待する若者」を一人でも多く「地域」と結びつけられる取組を積極的に行っていきます。

多様化する社会の中で「女性」，「男性」の性差による役割分担や「地域」において積極的に「まち」に関わろうとする「外国人住民」，「障害者」，「ＬＧＢＴＱ＋」など，いわゆるマイノリティとされる人が，その人の能力とは関係のないところで偏見視され，その意欲や能力をいかんなく発揮することができない社会の解消は行政の責務であり，引き続き「啓発」を行っていきます。

地域において，市民・住民が，性別，年齢，国籍などの違いを互いに尊重し合い，受け入れ，全ての人がＱＯＬを高められ，誰一人取り残されることのない「ダイバシティ＆インクルージョンのまちづくり」の実現に向けたまちづくり施策を展開します。

また，自治会等をはじめとする市民活動団体においては，地域コミュニティ活動を推進していく上で，活動資金の不足も大きな課題としています。

今以上の行政からの資金的援助を求める声も多くあります。しかしながら，従来のような行政の手厚い支援には限りもあることや，今以上の支援については，市民協働の原則である「対等性」が失われることにもつながりかねません。ひいては「補助金」，「交付金」などの財政的な支援がないと，地域が成り立たない状況を生み出しかねません。

こうした状況から，地域自らの力で脱却するため，地域，行政，事業者が普段からの対話ができる場を設け，ともに地域課題を解決していこうという機運を高める取組を行います。また，行政として持続的かつ，継続的な支援が行えるよう，地域に対し「コミュニティビジネス」など，地域自らが自立，自活できる手法について情報提供を行うなど，地域の活性化につながる事業の側面的な支援を行っていきます。

図35 自治会役員同士の連絡方法

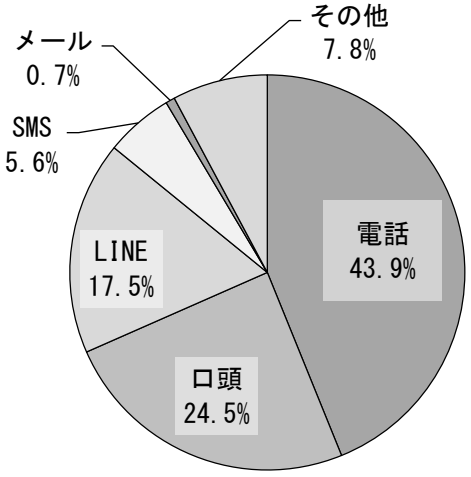

（Ｒ６自治会活動に関するアンケート）

図35－1 デジタルツール導入制度について

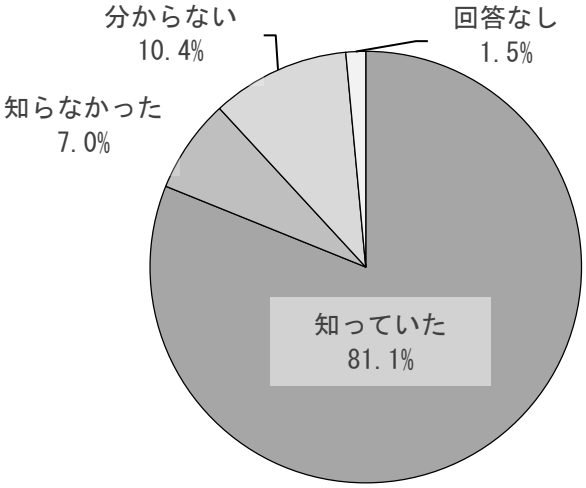

（Ｒ６自治会活動に関するアンケート）

また，現在，呉市においては，新たな事業の創出，民間イノベーションの誘発等を促進するとともに，地域課題を解決することで，市民が便利で快適に暮らすことができ，かつ持続可能なまちとなることを目指して，デジタル技術を用いたさまざまな取組を行っています。

しかしながら，今回の自治会に対するアンケートにおいては，自治会役員同士での連絡手段は「電話（４３．９％）」次いで「口頭（２４．５％）」と，デジタル機器を利用した取組と現実には，かい離が生じています（図３５）。

現在，自治会活動の支援につながるデジタルツールを，参加意欲のある自治会に一定期間試験利用していただき，今後の団体運営の実装モデルとなる可能性を検証することを目的とした実証実験を実施しています（図３５－１）。

制度の認知度については，８１．１％の自治会が知っているとしながらも，その導入については「検討しない（３５．９％）」，「困難と判断（３１．４％）」となっています。主な原因として「高齢者が多いから（３０．０％）」，「スマホ操作の苦手な人が多いから（２２．８％）」となっています（図３５－２）。

図35-2 デジタルツール導入について

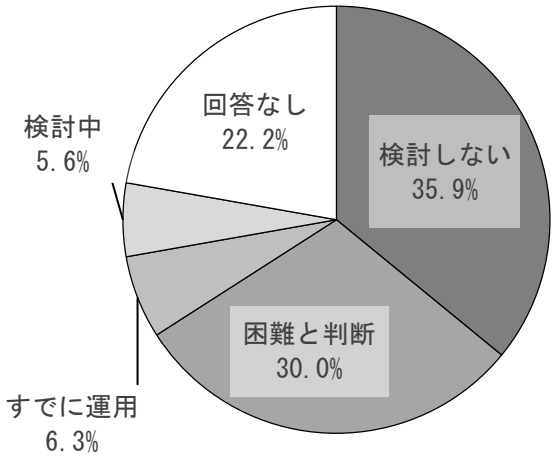

（Ｒ６自治会活動に関するアンケート）

引き続き，デジタルツールの導入が自治会の負担軽減に有効な手段であると考える旨を説明し，実際に導入している自治会の事例などを紹介するとともに，事業の効果的な実施方法について，導入自治会や導入の検討が困難な自治会等を交え検証すると同時に，地域への若者参画を目的に，高校生など，若い世代のマンパワーを活用した高齢者向けのスマホ教室の実施などについても検討していきます。

また，「呉市あり方検討委員会」から，自治会を始めとする住民自治組織への提言については，引き続き呉市市民協働推進連絡調整会議（庁内会議）で協議・検討を進めていきます。（事例集を活用した勉強会，デジタル技術の活用支援，一括交付金制度の検討等）さらに，多様化する住民サービスの全てを市役所だけで提供することが必ずしも適切とは言えません。

市民，市民公益活動団体及び事業者は，呉市と役割を分担し，協働・連携することで，地域のさまざまな課題を解決することが望まれます。

本計画では，これまでの第４次計画で定めた３つの視点とその具体的方策の検討及び評価等に基づき，次の５つの方向性に整理し，各種事業等に取り組んでいきます。また，本計画が目指す社会のイメージは，引き続き「多様な主体の協働による自主的で自立したまち（＝協働型自治体）」とします。

▼　5つの方向性

1　まちづくりの担い手の確保
2　ともに学び合うことができる環境づくりに向けた「新たな参画者の増加」
3　あらゆる方向からの地域支援に向けた取組
4　多様な交流・連携のための基盤強化に向けた「にぎわい・交流の創出」
5　市民公益活動団体との協働による住民サービスの向上

第5章　市民協働の推進に向けた施策と取組

計画が目指す社会の実現に向けて，３つの視点とその具体的方策の検討及び評価等に基づき，次の５つの方向性に整理し，各種事業等に取り組んでいきます。

１ まちづくりの担い手の確保

(1) 関係人口の創出事業の検討

地域おこし協力隊員をはじめ，まちづくりの担い手不足解消や地域の活性化について，市外からまちづくりに関わる関係人口を創出する事業を検討します。

(2) コミュニティビジネスの普及啓発の推進

地域団体において自主財源を確保するための手法の１つである「コミュニティビジネス」について，セミナーの実施や起業支援等について検討します。

(3) 若い世代の市民活動への参画支援

高校生や大学生の「まちづくり」への関心度を高めるため，地域パートナーシップ支援事業に「Ｕ２２枠」を設けることを検討します。

学生の参画については，教育カリキュラムなどから，単年度の取組や一過性のものとなることも想定されますが，指導者等との連携を通じて，継続的な地域への若者参入についても期待するものです。

(4) 地域のつながりを促進

・ デジタルツールの利用促進など，講師に学生を中心とした若者を起用することで「若者の自尊感情の向上」，「地域に対する若者の理解を深めるきっかけづくり」とします。

・ 子どもたちが地域とのつながり，郷土への愛着を深めるため，地域の特性を生かした取組を支援します。（自然観察会，読書週間行事，自治会対抗運動会，地域子ども会行事）

・ 若者の郷土愛を醸成する取組として，引き続き「はたちの集い」の地域開催を支援します。

２ ともに学び合うことができる環境づくりに向けた「新たな参画者の増加」

(1) 地域の伝統行事（文化）の継承

担い手不足や人口減，少子高齢化から，地域の伝統的行事をどのように維持・保存していくかは，地域の喫緊の課題です。また，アンケートからも分かるように，地域への若者参画の重要な要因になっていることから，伝統文化の継承，地域と若者をつなぐ方法について検討を行っていきます。

(2) 地域活動を通じたＱＯＬの向上

・ 事業者においては，いわゆる２０２４年問題[※14]の影響などから，ＣＳＲ（地域貢献活動）に対し，時間的余裕や人的余裕がないという現状があります。余暇を活用したボランティア活動などで，従業員の業務外プライベートな時間を充実することは「残業をしない」，「有給の消化率が高い」といった働き方の改革にもつなげることができます。ＱＯＬの向上は，従業員個人の幸福度を高めるとともに，事業者の魅力にもつながると考えます。

・ 自らの技能を地域において生かす「プロボノ※15」活動は，地域の活性化，自らを高める活動であることから，事業者に対する「ボランティア情報」の提供を行うとともに，事業者と地域を結びつけるコーディネーター育成・配置について検討します。
・ 企業退職者や地域活動初心者に対し，自治会をはじめとする地縁団体の紹介や，市民公益活動の紹介・体験の場など，情報提供を行い，まちづくりへの新たな参画者発掘に取り組みます。（地域デビュー応援講座など）
・ 安全・安心に暮らせる社会の実現を目指し，呉市と地域住民が協働して取り組む事業を推進するとともに，地域住民による独自の取組を支援します。（要援護者見守り支援事業，介護予防・生活支援サービス事業，自殺防止に係る地域ネットワークの強化など）

(3) 多様な交流推進の場の創出

「対話」，「おしゃべり」は，まちづくりにおいて，重要なファクターです。外国人住民と地域住民をつなぐ場や住民同士をつなぐ場，公益活動の発信の場などとしても，大変有用な拠点になり得ます。しかしながら，こうした「おしゃべりの場」は，地域において，ありそうでない場所でもあります。商店街の空き店舗や，事業者等からの情報提供を受け，「まちのしゃべりば」登録制度について検討していきます。

(4) 外国人住民のまちづくりへの参画を支援する事業の検討

・ 外国人住民の地域参画を推進するため，外国人増加地域において，草の根活動的な外国人住民への支援体制が構築できる土壌をつくるため，地域団体，地元事業者等と連携し，「ボランティア養成講座」等を開催します。
・ また，さらに外国人住民に対して，地域の理解人口が増えるよう，国際交流協会と連携し，対象地域においての語学，文化講座等事業を開催します。
・ 自治会連合会と連携し，外国人住民向けの「自治会パンフレット」等を作成し，外国人住民の積極的な地域参画を支援します。

３ あらゆる方向からの地域支援に向けた取組

(1) 地域の負担軽減への取組

デジタル技術の活用支援（デジタルツール活用支援補助金）については，地域の負担軽減策としながら事業を進めており，本取組に意欲的な団体において活用されています。一方で，地域においては高齢であることや，スマートフォンなどのデジタル機器に対する苦手意識などから，その活用に消極的な自治会もみられます。こうしたギャップを解消し，事業の普及実施を図るためにも，さらなる地域の状況の調査，対応について検討していく必要があります。

(2)「呉市あり方検討委員会」の提言にかかる庁内検討

令和２年度から２カ年にわたり，住民自治組織の課題となっている担い手不足や負担増等を解消するため「呉市あり方検討委員会」を設置し，自治会をはじめとする住民自治組織のあり方について検討しました。当委員会での議論については，呉市が取り組む項目，地域が取り組む項目に分類しました。

地域が取り組む項目については，ヒント集を作成し，地域へ配布するとともに，要望に応じて地域での学習会を開催しています。また，呉市が取り組む項目につい

ては，庁内においてワーキンググループを編成し取組を行っています。引き続き，ワーキンググループでの協議を継続し，自治会の負担軽減に努めていきます。

(3) 地域の「こうしたい」を支える事業の実施及び支援

・ 市民協働センターやサポーター（以下「サポーター」といいます。）などがもつ情報を最大限に活用し，市民公益活動団体相互の交流・連携を促進します。（協働のまちづくりコーディネート事業，サポーター制度の活用など）

・ 地域おこし協力隊やサポーターに加え，地域に対する目配りを目的とした集落支援員制度の導入について検討を進め，地域おこし協力隊，サポーター，支援員からの報告・提案などから，より地域ニーズの把握に努め，地域おこし協力隊，サポーター，支援員を通じ，より地域に合った支援が行える体制づくりを行います。

・ まちづくり委員会の地域住民等が，住民自治及び，市民協働によるまちづくりの推進を目的として，主体的に地域課題の解決に向けて行う活動に対し，ゆめづくり地域交付金を交付し，支援を行います。

　また，市内で活動する団体が，地域に根付いた活動を自主的に行うことに対し，地域パートナーシップ支援事業補助金を交付し，支援を行います。

・ 現在，呉市の各課が所管する補助金について，統合可能なものは，ゆめづくり地域交付金に統合し，地域に一括交付できるよう検討して行きます。

・ 引き続き，地域おこし協力隊事業を実施します。

(4) 事業者のまちづくりへの積極的な関与

・ 事業者のＣＳＲ（地域貢献活動）に対する支援策（表彰・認証制度，入札参入時のインセンティブ，活動に係る資機材購入資金の支援など）について検討します。

　また，社員の地域事業への積極的な関わりが持てるよう，各地域で行われるイベントや市民公益活動団体によるイベント，市民協働センターで実施されるイベントなど，事業者へ積極的な情報提供を行います。

・ 市民，市民公益活動団体，事業者の３者が協働し，積極的に「まちづくり」について関わり合いが持てるよう，市民協働センター内にコーディネーターを配置することを検討します。

４ 多様な交流･連携のための基盤強化に向けた「にぎわい･交流の創出」

(1) 市民協働センターとまちづくりセンターの連携促進

・ 市民協働センターの利用については，利用団体が固定化している傾向が見受けられます。市民公益活動団体が必要とする講座の実施や，魅力あるワークスペースの構築などについて，事業者および，そのプロボノ活動等協力を得ながら，新たな利用者増につなげていきます。（例　助成財団による助成金申請セミナー，広告・印刷会社等による効果的なチラシの作り方，マスコミ関係者によるココロに響く広報紙の作り方，団体運営のための会計 Excel 講座など）

・ 今以上に市民協働センターとまちづくりセンターが連携し，市民や市民公益活動団体が集い，意見交換を行うことができる環境づくりを推進していきます。（まちづくりセンターで講座の一部実施を検討）

(2) 自治会，市民公益活動団体，事業者の交流事業の検討

・ 市民公益活動団体相互の交流を促進し，活動の活性化につなげます。
（国際交流フェスタ，市民公益活動交流会の企画・運営支援）

・ 市民（自治会をはじめとする地縁団体），市民公益活動団体，事業者は「個性豊かで活力ある地域社会の実現」という共通の目標を持っていながら，それぞれがそれぞれにたどり着くすべを持ち合わせていない現状があります。これらをつなぐコラボレーションイベントの実施について検討していきます。

(3) 市民公益活動団体に対する支援の継続

・ 市民公益活動団体が，自らの使命に基づいた活動を実施するにあたり，市民協働センターや，まちづくりセンター等の公共施設を利用する際，その利用料について継続し，支援を行います。

・ 支援を継続する上で，まちづくりセンター等施設の老朽化に伴う修繕維持費の呉市負担増や，後述のとおり，市民公益活動団体の「私益性」の高い利用も一部見受けられること等も踏まえ，活動が低下しない範囲で，生涯学習団体をはじめ，他の団体との画一的なサービス提供や，受益者負担等，あらためて，その利用方法の精査，制度の見直し等を含めて検討していきます。

５ 市民公益活動団体との協働による住民サービスの向上

(1) 市民公益活動団体の登録基準の見直し

現在，呉市に登録する市民公益活動団体は約３００団体あります。呉市は，市民公益活動団体を「不特定かつ多数者の利益の増進に貢献することを目的とした活動を行う団体」とし，その登録基準については「入退会について，市民に開かれた団体であること」としています。しかしながら，その登録基準については明確な判断がされておらず，一部，自らの技術向上を主たる活動内容としている「私益性」の高い団体や，会員，サービスの提供の対象を一定の地域を限定するなどの団体も見受けられることから，その登録基準について，見直し，検討を行います。

(2) 災害時に備えた地域の支え合いを支援

非常時の地域における井戸の共同利用を促進するため，引き続き，協力井戸の登録制度の実施や，手押しポンプの修繕等に係る補助金を交付し，地域井戸の利活用について，支援を行います。

(3) 自主防災組織，呉市防災リーダー，呉市消防団の連携

地域防災訓練等，地域での防災意識向上に資する取組が活発かつ実践的に実施されるよう，また，地域の自主防災組織，呉市防災リーダー及び呉市消防団が連携する取組について検討していきます。

６ 成果目標

(1) 成果目標の達成

第４次計画では，令和２年度における成果目標を設定していますが，令和６年度末現在で次のような状況となっています。

指　標　名	令和６年度末の目標	令和６年度末時点
市民公益活動団体が活動する上での課題として「人材（会員やボランティア）の不足」と回答した団体の割合	４０％	５７．５％
市民公益活動団体と協働・連携をした活動を行っている自治会の割合	３０％	１１％
地域活動に積極的に参加する市職員の数	６０％	４０．８％

(2) 本計画の成果目標

第４次計画の成果目標が令和６年１０月末時点で未達成であり，達成見込みもないことから，第４次計画の成果目標を一部引き継ぎ，本計画が目指す「多様な主体の協働による自主的で自立したまち（協働型自治体）」の実現に向けた成果目標として定め，達成に向けて取り組んでいきます。

指　標　名	令和６年度	**令和１１年度末の目標**
自治会をはじめ市民公益活動団体が自らの団体課題を「人材（会員やボランティア）の不足」とする割合 （第４次計画の言い換え表現）	５７．５％	**４０％**
自治会，市民公益活動団体において若者人材（～３９歳）の役員登用割合	１１％	**２０％**
外国人への生活支援グループ数 （呉市登録市民公益活動団体のうち「国際交流」を主な活動とする団体数）	９団体	**１５団体**
地域活動に積極的に参加する市職員の数	４０．８％	**６０％**

○注釈

※１	ＩＣＴ	「Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)」の略。「情報通信技術」の意味。コンピューターを始め，これら通信技術を活用したサービスも含まれる。
※２	合計特殊出生率	１５歳から４９歳の女性の年齢別出生率を合計した指標のひとつで，一人の女性が一生の間に産む子どもの平均人数
※３	外国人住民	本計画では，呉市に居所がある外国人でなく，呉市に住民登録をしている外国人として定義
※４	ＬＧＢＴＱ＋	「Lesbian（レズビアン)」,「Gay（ゲイ)」などの同性愛者,「Bisexual（バイセクシュアル)」（両性愛者),「Transgender（トランスジェンダー)」（身体的性と自認する性が異なる人),「Queer（クィア）／Questioning（クエスチョニング)」（ＬＧＢＴのいずれにもあてはまらず，自身の性自認や性的指向が定まっていない人）の頭文字を取った言葉で，幅広い性のあり方を総称する言葉。「＋（プラス)」は，その他多様な性。人口については“電通ダイバーシティ・ラボ（２０１５)，広島県「性の多様性ってどういうこと？～私たちの性は多様です～」”を参考
※５	ＣＳＲ	「Corporate Social Responsibility（コーポレイト・ソーシャル・レスポンシビリティ)」の略。事業者も社会の一員として，消費者をはじめとするステークホルダー（利害関係者）に対して責任ある行動をとるという考え方
※６	ＱＯＬ	「Quality of life（クオリティ・オブ・ライフ」の略。「生活の質」などと訳され「自分らしく，より充実した生活をおくることが，人生においていかに幸福か」ということを尺度としてとらえた概念
※７	インセンティブ	報酬を期待し，事業者が事業等に取り組む意欲を外側から刺激すること
※８	集落支援員	地域事情に詳しく，集落対策に関してノウハウ・知見を有した人材が，地方自治体からの委嘱を受け，市町村職員と連携し，集落への「目配り」として，集落の巡回，状況把握等を実施
※９	シナジー	人，物，事柄などが複数存在し，それらがお互いに作用し合うことで，機能や効果を高めること
※10	活動カバー率	呉市全世帯のうち，自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合
※11	都市的生活様式	従来，地域課題の解決は「講」や「結」などの非専門家や住民同士などの集団が，労力・知恵・時間など，生活上のさまざまな資源を出し合い，相互で解決することが一般的であった。しかし，都市化の進行により，地域の相互扶助的な課題解決を避け,行政機関や商行機関などへの依存,専門家・専門機関に，その解決を求めることが多くなっている。
※12	ソーシャル・キャピタル	人々が他人に対してもつ「信頼」や「おたがいさま」,「絆」の心が，社会全体の効率性を高める「資源」であるとする考え方
※13	隣人	参考文献；社会情報学研究，Vol. 25，21-36，2020　大藤文夫　多文化協働－外国人住民のまちづくりへの参加－
※14	２０２４年問題	令和６（２０２４）年４月に，それまで例外的に認められていた建設・運輸・医療分野の労働時間の上限規制猶予が終了したことにより，物流が滞るなどの問題が予想された。
※15	プロボノ	ラテン語の「Pro bono publico（プロ・ボノ・プブリコ)」が語源。「公共善のために」という意味。社会的・公共的な目的のため，自らの職業を通じて培ったスキルや知識をいかして無償で取り組むボランティア活動